

令和 8 年第 2 回西郷村議会定例会

議事日程（2 号）

令和 8 年 6 月 8 日（月曜日）午前 10 時開議

日程第 1 一般質問

- | | | | | |
|-------|-------|-----|-------|-----------------|
| No. 1 | 6 番 | 鈴木 | 修 君 | (P 1 1 ~ P 3 2) |
| No. 2 | 4 番 | 鈴木 | 昭 司 君 | (P 3 3 ~ P 5 0) |
| No. 3 | 1 4 番 | 大 石 | 雪 雄 君 | (P 5 1 ~ P 5 7) |
| No. 4 | 1 3 番 | 上 田 | 秀 人 君 | (P 5 8 ~ P 7 7) |

・出席議員（１５名）

１番 欠 員	２番 須藤正樹君	３番 山崎 昇君
４番 鈴木昭司君	５番 大竹憂子君	６番 鈴木 修君
７番 君島栄一君	８番 鈴木武男君	９番 河西美次君
１０番 真船正康君	１１番 鈴木勝久君	１２番 藤田節夫君
１３番 上田秀人君	１４番 大石雪雄君	１５番 矢吹利夫君
１６番 真船正晃君		

・欠 員（１名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 高橋廣志君	副 村 長 真船 貞君
教 育 長 秋山充司君	総 務 部 長 関根 隆君
厚生部長 相川哲也君	産業建設部長 相川 晃君
教 育 次 長 添田真二君	

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 緑 川 浩	監 査 委 員 事務局次長 佐 川 典 孝
議事・庶務 グループ リーダー兼 監査委員書記 高 崎 聡 之	

◎開議の宣告

○議長（真船正晃君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（真船正晃君） 本日の日程に入ります。

本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁も含め、1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は、西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるようお願いいたします。

それでは、通告第1、6番鈴木修君の一般質問を許します。6番鈴木修君。

◇6番 鈴木修君

1. 企業誘致の推進について
2. 教育環境について
3. 集会施設等の維持管理について

○6番（鈴木 修君） おはようございます。6番鈴木修です。この新庁舎の本議場でトップバッターとして一般質問をさせていただけることを光栄に感じております。しっかりと一般質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

まずはじめに、企業誘致の推進について質問いたします。

企業誘致は地域の雇用が増え、若者の地元定着やUターン、Iターンの促進につながることや企業の固定資産税、法人事業税などにより税収が増加し、自治体の財政が潤います。また、新たな需要創出につながり、地域が活性化するといったメリットがあります。企業を我が西郷村に誘い込むことは雇用の創出や若者の定着に即効性があり、地域経済への波及効果も大きいと考えております。

このように企業誘致は将来の西郷村の発展を考える上で非常に重要な政策の1つではないかと捉えております。そして、企業は今、本社を首都圏から地方に移す企業移転が増えているということです。帝国データバンクの調査では、2024年に首都圏から地方へ本社を移転した企業は過去最多の363社だったそうです。その中でも多かった企業がサービス業で、IT産業であります。我が西郷村も様々な企業から移転候補地として選ばれる村になりたいものであります。

そこで1点目として、第四次総合振興計画の第六次実施計画から第八次実施計画、年度でいえば令和4年度から令和7年度における企業誘致事業とその成果について伺いますが、この実施計画は基本計画に定める各分野の基本施策の方向性に沿って、その目標の実現を目指す手段となる実施計画であります。

各実施計画の事業概要には対象、目的、手段、効果が記載されています。対象は進

出意向のある法人及び既存の法人が対象であり、目的は新規企業の誘致、既存企業の規模拡大、その目的達成のための手段として掲げているのが、1点目としてトップセールスや産業サポート、そして委託業者を活用した法人の誘致活動を実施する。2点目、既存企業に対する事業規模拡大支援、3点目、企業誘致研修会参加等による情報収集となっております。また、第八次実施計画の手段として、民間所有の遊休事業用地の情報収集が追加されております。

そこで、最初に伺います。この目的達成のために掲げられたそれぞれの手段、取組についてですが、企業誘致に向けた事業の具体的な実施内容とその予算について伺います。

○議長（真船正晃君） 産業建設部長。

○産業建設部長（相川 晃君） 6番鈴木修議員の一般質問にお答えいたします。

企業誘致に向けた事業の具体的な実行内容とその予算についてのお尋ねでありました。

第四次総合振興計画に基づく企業誘致事業につきましては、大きく4つの手段により推進しております。

まず、1点目として、トップセールス及び委託事業者を活用した誘致活動でございます。県内進出意向のある企業約100社ほどが集まる福島県立地セミナーにおいて、村長によるプレゼンテーションの実施や来場者へのパンフレット配布、ブースにおいては補助制度の説明や立地優位性のPRなどを実施いたしました。そのほか福島県東京事務所と連携した首都圏企業の情報収集、信用調査会社を活用した進出意向調査を実施しております。

2点目として、既存事業に対する事業規模拡大支援でございます。こちらは立地促進条例に基づき既存企業の規模拡大に伴う増設に対して、奨励金を交付しております。また、産業サポート白河による企業訪問により、県内管内での企業間取引の促進なども併せて実施しております。その他、復興特区による法人税優遇措置の活用なども行っております。

3点目として、企業誘致研修会参加等による情報収集でございます。こちらは一般財団法人日本立地センターが開催している企業誘致担当者向けの研修会の参加や、同センターによる個別相談などによる情報収集を実施しております。

4点目は、民間所有の遊休事業用地の情報収集でございます。こちらは民間が所有する遊休地で村が紹介可能な土地が現在3件と少ないことから、新たな遊休地について情報収集を行い、産業用地に適した土地を確保することで事業用地を求める企業とのマッチングを行っております。

これら事業の実施における予算につきましては、決算額で令和4年度が80万6,000円、令和5年度が95万円、令和6年度が64万2,000円、令和7年度が41万2,000円となっております。また、今年度の予算額は149万3,000円となります。なお、年度ごとの予算のばらつきにつきましては、調査委託の実施の有無、研修会参加の有無によるものでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君の再質問を許します。6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 丁寧な答弁ありがとうございました。

各項目に沿った取組を行っているということが理解できましたが、ただいまの答弁の中で、企業進出意向の企業が100社もあるということで、そんなにあるのかということで驚いています。そこで村長が自らプレゼンを行ったということで、1つのトップセールスの一環として多分やられているんだと思いますが、ありがとうございます。

そこで、もしその中で、例えば西郷村に興味、関心を持った企業があったとすれば、後日再度、村長が自らその企業を訪問するなど積極的に村をPRすれば、それが本来のトップセールスだと私は感じておりますので、ぜひ今後、そのような企業があれば、村長自ら足を運んでいただいて、トップセールスを展開していただければと思います。

それと、先ほどの答弁にありました民間所有の遊休地の情報収集でありますけれども、企業誘致には私は不可欠なものだと思っております。企業誘致に向けて、よく村が造成等を行ったりしてやりますと、やはり村としてのリスクも負うような形があると思います。それを回避する意味では、やはり民間所有の遊休地をある程度押さえるのも必要かなと思っております。紹介可能な民間所有地が増えれば、企業とのマッチングが増えると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、先ほどの経費、それから決算額が思ったより少ないと感じました。多分、新型コロナウイルス感染症の影響もあったのかと推測しております。これについては了解しました。

次に、この実施計画期間における事業をやりました。じゃその事業の成果がどれだけあったのか伺います。

○議長（真船正晃君） 産業建設部長。

○産業建設部長（相川 晃君） お答えをいたします。

実施計画期間における企業誘致事業の成果についてのお尋ねでした。

企業誘致の成果につきましては、民間遊休地のマッチングの件数と誘致企業で申し上げますと、令和4年度のマッチング件数が7件、令和5年度が5件、令和6年度が9件、令和7年度が4件でございます。

続いて、誘致件数ですが、令和4年度、令和5年度はゼロ件、令和6年度が1件、令和7年度がゼロ件となっております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） ただいまの答弁ですと企業誘致に結びついたのが令和6年に1件あったということで、1件でも西郷村に来ていただいたことはありがたいことです。

ただ1つ疑問に感じるのが、これだけ民間遊休地とマッチングしたにもかかわらず誘致がかなわなかったということだと思えるんですけども、どういう事情で誘致がかなわなかったのか、マッチングはしたんだけど、来ていただけなかったというの

は何か事情があったんだと思いますが、その辺はもし差し支えなければ伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 産業建設部長。

○産業建設部長（相川 晃君） お答えをいたします。

マッチングしたものの誘致がかなわなかった理由についてのお尋ねでした。

主に理由として、土地所有者と購入希望者との間で、金額や引渡し時期などの交渉がまとまらなかったことが主な要因と考えております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 6 番鈴木修君。

○6 番（鈴木 修君） 本当に非常に残念なことだと思います。でも、これも致し方ありません。了解しました。

それでは次の質問ですが、第Ⅱ期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略における施策に対する主な取組及び設定目標値の達成度について伺います。

このまち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略は、平成27年度に策定され、5年が経過した令和元年度にそれまで進められてきた施策や実施事業の評価、検証をし、第Ⅱ期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略を策定したと承知しております。

この第Ⅱ期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略では、基本目標2で、西郷で働き、安心して生活できる村をつくるという目標を掲げ、その施策の1つとして、企業誘致、企業支援、創業支援による雇用創出がうたわれ、そこには村外からの企業立地に対する支援や誘致体制の整備を図り、企業誘致を推進しますとっております。そして主な取組と目標が掲げられております。

そこで最初に、ここで掲げている取組がどのように取り組まれたか具体的な実施状況とその成果について伺います。

○議長（真船正晃君） 産業建設部長。

○産業建設部長（相川 晃君） お答えいたします。

第Ⅱ期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略に基づく企業誘致の具体的な実施状況とその成果についてのお尋ねでありました。

同戦略の基本目標2、施策5、企業誘致、企業支援、創業支援による雇用創出の主な取組に掲げております企業立地促進条例に基づく奨励金の交付による企業誘致につきましては、既存企業の工場増設に伴い、令和2年度から令和6年度までの5年間、合計で358万4,500円の企業立地奨励金を交付いたしました。

また、令和6年度に誘致した企業に対しては、令和7年度から奨励金の交付をしており、令和11年度まで交付を予定しております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 6 番鈴木修君。

○6 番（鈴木 修君） ただいまの答弁で、条例に基づく奨励金の交付については分かりました。

この企業立地促進条例に基づく優遇措置は、他の自治体の優遇措置と比較して、企業が魅力を感じるものなのかどうか伺います。

○議長（真船正晃君） 産業建設部長。

○産業建設部長（相川 晃君） お答えいたします。

西郷村企業立地促進条例に基づく優遇措置についてのお尋ねでした。

まず、本条例に基づく奨励金の概要ですが、大きく分けて3つの奨励金がございます。

1つ目として、企業立地奨励金です。製造業、運輸業を対象に事業に要する施設の新設、増設に対しまして、土地建物、償却資産に係る固定資産税相当額を5年間、最大5億円を補助するという内容でございます。

2つ目として、雇用促進奨励金です。新設、増設に係る新規雇用者が新設の場合10人、増設の場合5人以上を1年以上継続して雇用する場合に、村内在住者であれば10万円、村外在住者は5万円を最大1,000万円補助するという内容でございます。

3つ目として、緑地整備奨励金です。工場立地法に基づいて整備した緑地が敷地面積の20%を超える場合に、超えた部分の整備に要した費用の2分の1、最大1,000万円を補助するという内容でございます。

これらの優遇措置を他自治体と比較すると、隣接する白河市とは同水準であり、その他の自治体とは奨励金の種別や限度額、交付期間など様々で、各自治体の地域特性、財政状況、産業政策の方向性により異なるため、一概には比較できませんが、本村の地理的優位性を加味しますと、これらの優遇措置は企業にとって一定の魅力を持つものと考えております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） ただいまの答弁で、最後に企業にとって一定の魅力を持つということではありますが、そうなんだと思います。ただ、優遇措置の内容については、白河市と同水準という答弁をいただきましたが、西郷村がこの条例を制定したのが平成20年、白河市はその3年前に制定しているわけですね。西郷村はこの条例について何を参考にしたか、多分、白河市の条例を参考にして、そのまま制定したと私は思われるんです。

ですから、要は近隣の市町村と同じ水準でやれば、白河市を選んでもらうか西郷村を選んでもらうか、近隣の中でどこを選ぶか、全く同じ水準だったら、やはり企業の考え方でしょうけれども、西郷を選んでもらう率も低くなってしまうのかなと思います。ですから、できたら西郷村でできる範囲でいいですから、少しでも違いを見せる必要もあるのかなと思っております。そのあたりも企業誘致の戦略として、今後条例を見直ししてもよいのかなと思っている次第であります。

次に、設定目標値についてであります。平成27年度策定時の村内企業数を平成31年度には530社と設定しており、第Ⅱ期策定時の目標値は令和6年度に

５２５社と目標値を設定しています。この目標値の達成度はどうだったのか伺います。
○議長（真船正晃君） 産業建設部長。

○産業建設部長（相川 晃君） お答えいたします。

村内企業数の目標値の達成度についてのお尋ねでした。

第Ⅱ期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略策定時の目標は、平成２８年度経済センサス活動調査の村内企業数４９８社を基準として、令和６年度までに５２５社へ増加させる目標としておりました。結果として、直近の令和３年度に実施された経済センサス活動調査により、村内企業数は４７０社と目標値の達成には至りませんでした。

要因としましては、令和２年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、既存企業の経営悪化が加速したことで、規模縮小、廃業、経済活動の停滞により企業数が減少したこと、また、全国的な傾向として、小規模企業の後継者不足と経営者の高齢化や地方の人口減少に伴う市場の縮小などが減少の要因と考えております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） ６番鈴木修君。

○６番（鈴木 修君） ただいまの答弁で、経済センサス活動調査、これは多分、国勢調査の企業版的なものだと理解しておりますが、それを基準値として目標値を設定していますが、この目標値設定においてその算出根拠について伺います。

○議長（真船正晃君） 産業建設部長。

○産業建設部長（相川 晃君） お答えいたします。

村内企業数の目標値の算出根拠についてのお尋ねでありました。

第Ⅱ期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略における目標値の設定に当たりましては、過去の経済センサスの推移を参考に企業数の動向、地域経済の実情を踏まえた現実的な増加傾向を想定して、有識者会議に諮り、決定したものでございます。

しかしながら、目標値については施策の効果を前提とした増加傾向を想定したものであるため、新型コロナウイルス感染症の拡大などの状況や経済情勢、企業ニーズの変動による企業数の変動に対応し、計画期間内であっても柔軟な見直しが必要であったと認識をしております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） ６番鈴木修君。

○６番（鈴木 修君） やっぱり目標を数値化することによって、施策の進捗状況の把握が容易になり、状況によって軌道修正が可能になるかと思います。今後もしっかりとした算出根拠の下に目標値を設定していただき、それに向けた施策を展開していただくことを願って、次の質問に移ります。

次に、今後の企業誘致の推進に向けた事業計画について伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 企業誘致の増進に向けた事業計画等についてお尋ねでありました。

企業誘致につきましては、西郷村の将来を見据えた重要な政策の1つであると私は認識しております。今後、事業を推進していく中で、主な取組としては、まず企業訪問活動の強化として、立地セミナー等でのトップセールスの積極的展開、東京事務所と連携した都市部企業への働きかけを行ってまいります。

次に、既存企業との関係を強化し、事業規模拡大支援の充実を図るとともに、定期的な企業訪問を通じて、経営課題の把握と企業間取引の促進に努めてまいります。

これらの取組を継続して実施していくとともに、新たな施策として遊休地への誘致に向けた検討では、民間所有の遊休事業用地の掘り起こしと民間遊休地の情報提供方法の充実に取り組んでまいります。

また、優遇措置の充実として、企業ニーズに対応した支援制度の見直しを行い、さらに情報発信の強化では、西郷村の東北自動車インターチェンジがあります。新幹線の駅もあります。国道289号等、交通利便性と豊かな自然環境、良好な住宅環境と兼ね備えておりますので、これらの優位性をより効果的にPRしてまいります。

これらの施策につきましては、よりニーズに即した制度設計を行うことや効果的な手法の検討を進めていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 今後の事業計画について村長から答弁をいただきました。

村長、積極的にトップセールスをやっていただければ、汗をかいていただければと思っておりますのでどうぞよろしくお願いします。このことについては了解しました。

最後に、企業誘致につなげる小さな取組として申し上げますと、職員の名刺を私、いただきましたけれども、この名刺ですけれども、管理職の方は名刺を役場から直接いただいているというお話を伺いました。そして、管理職の名刺をいただきましたら、ただ単に所属、役職、名前だけの名刺でありました。

もし、公費で支給するのであれば、裏面を活用したりして、西郷村は企業誘致に力を入れています的な村をPRするような工夫をしてもよいかと思います。これが個人的に名刺を作成するとなれば強制はできませんけれども、先日、私、ある施設の非常勤職員、役場でいえば会計年度職員的な立場の方と名刺交換をさせていただきました。そしたらその方の名刺の裏面に、QRコードを読み取るようになっておりまして、それを読み取ると、ユーチューブにつながって、いろんなPR動画が発信されているようになっていました。

これは今の世の中、普通のことなのかもしれませんが、小さな取組かもしれませんが、名刺を利用して西郷村をPRする取組なんか、要は意識を持っていいただければと思います。いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 産業建設部長。

○産業建設部長（相川 晃君） お答えいたします。

企業誘致につなげるための創意工夫のある取組についてのご提案、ご紹介ありがとうございました。

おただしいいただきました職員名刺の活用やQRコードを活用した動画配信等のPR

手法は、現代的で効果的な情報発信方法であると認識しております。職員名刺の活用につきましては、商工振興担当職員に限定してではありますが、村の事業者の技術を活用したほかにない名刺を作成し、PR活動を行うなど、西郷村に興味を持っていただけのような工夫について、以前から実施してきたところでございますが、その他、企業誘致に関する動画のコンテンツの制作、配信、SNS等を活用した情報発信等の強化、村ホームページの企業誘致情報の充実など、デジタル技術を活用した情報発信についても今後検討してまいりたいと考えております。

また、企業誘致セミナーやビジネスマッチングイベントへの参加、既存進出企業の成功事例の積極的なPRなど、これらの取組を通じて西郷村が企業誘致に取り組む姿勢を示し、より多くの企業の皆様に西郷村に関心を持っていただけるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） ぜひ企業に選ばれる西郷村になることを期待して、企業誘致の推進についての質問は終わります。

それでは、次の質問事項に移ります。

次の質問事項は、教育環境についてであります。

はじめに、幼児教育の観点から村立幼稚園の運営について質問いたします。幼児教育は小学校就学前の子どもの心身の健やかな成長を支える幅広い学びの場であります。遊びなどを通して思いやりや好奇心、自制心など、学習意欲の土台形成を目的としております。その中心的な役割を担っているのが幼稚園、保育園、認定こども園などあります。

そんな中、当村の村立幼稚園が今年度も定員割れの状況にあると聞き及んでおります。村立幼稚園の定員は60名となっておりと思いますが、何年前からどれぐらいの定員割れの状況にあるのか、最初に伺います。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） 6番鈴木修議員の一般質問にお答えいたします。

村立幼稚園の園児数の推移及び定員割れの具体的な状況についてお答えいたします。

本村の村立幼稚園における園児数につきましては、平成11年度、平成12年度あるいは平成21年度などに満員の60名を数えるなど、平成期の平均では約51名と定員に近い極めて活気のある状況で推移しておりました。

しかしながら、平成28年度頃から本格的な減少傾向が顕著となり、令和期に入ると減少スピードがさらに加速し、令和期の平均は31名まで落ち込んでおります。直近の令和8年度におきましては園児数24名と定員の40%にまで減少しており、約10年前から定員割れが続いている状況でございます。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 既にもう少なくとも過去10年間は定員割れの状況にあるということですね。それ以前からも、反対に定員を満たす年度が今、話に聞きますと平成

11年、平成12年、それから平成21年ということだったですか、数えるぐらいしかなかったということを理解しました。

それで、この間、定員割れを解消するためにどのような対策を実施してきたのか伺います。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） これまで実施してきた園児確保及び定員割れ解消への対策についてお答えいたします。

教育委員会といたしましては、減少する園児数の確保を図るとともに、保護者の皆様から強い要望や多様化する保育ニーズに応えるため、それまでの4歳児、5歳児保育に加え、令和4年度より新たに3歳児保育を導入いたしました。

初年度である令和4年度には13名の3歳児を新入園児として迎え入れ、低年齢児からの集団教育の機会を提供することで、利用の拡大と定員割れの解消に努めてきたところでございます。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 令和4年度から3歳児の受入れを行ったということですが、そもそも幼稚園は基本的に3歳から受け入れることができるわけです。もしかして開園当時は何らかの事情によって、3歳児の受入れができなかったのかと思いますが、そこを改善したということで、それは了解しました。

そのほかには特に対策を取っていないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） 3歳児受入れについては行いましたけれども、特にそのほかは行っておりません。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 令和4年度は13名の3歳児を受け入れて効果があったと思いますが、その後の対策による効果はどうだったのか伺います。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） 3歳児保育の導入に伴うこれまでの効果についてお答えいたします。

令和4年度の3歳児保育開始に伴い、園児総数は令和3年度の26名から、令和6年度には42名までに一時的に回復いたしました。これは早期からの幼児教育・保育を希望される保護者層のニーズをある部分捉えた結果であり、一定の成果が上がったものとは認識しておりますが、しかしながら、この効果も単年度にとどまりまして、翌年の令和7年度には26名、さらに先ほど申しましたとおり、令和8年度は24名と再び減少に転じております。

結果として、低年齢児の受入れという対策だけでは、少子化や構造的な保育ニーズの変化の波を押し戻すには至らず、持続的な定員割れの解消にはつながっていない現状でございます。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 効果は単年度であったということで、抜本的な解決には至っていない状況ですが、それでは定員割れを引き起こす要因についてどのようなことが考えられるか、どう分析しているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） 定員割れを引き起こす要因についてお答えいたします。

特に一概には言えないんですが、主な要因としては本村における年少人口の減少、少子化という背景に加えまして、最大の要因は就労形態の変化に伴う保育ニーズのミスマッチ及び幼児教育・保育料無償化も影響にあると分析しております。

近年の共働き世帯の増加に伴いまして、短時間保育を基本とする従来の幼稚園よりも、長時間の預かり保育や乳幼児からの切れ目のない対応が可能な保育園や認定こども園の需要が高まって、さらに令和元年度のくまっこ保育園の開園や幼児教育・保育の無償化以降、保護者が就労状況に合わせて、多様な施設を柔軟に選択しやすくなったことも利便性を求めて他施設へとシフトする動きを加速させ、結果として村立幼稚園の定員割れを招いているものではないかと考えております。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 教育委員会として幼稚園の定員割れの状況にある程度、的確に分析しているわけですから、それに沿った対策を講ずるべきだと思います。新たな対策を講じなければ、また今後も定員割れの状況が続くと思われますが、この状況のまま運営を続けていくのか、ほかに何かお考えがあるのか伺います。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） 今後の幼稚園の運営及び在り方の方策についてお答えいたします。

本村の村立幼稚園は、かつて平成4年度に当時の住民の皆様による熱心な存続運動や署名活動、議会の調査特別委員会での審議を経て、現在の新園舎が落成し、今日まで地域の幼児教育のとりでとして、大変重要な役割を果たしてきた歴史がございます。この歴史と地域の方々の幼稚園に対する深い思いは十分に尊重しなければならないと考えております。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） これはもちろん地域の方の幼稚園に対する思いを十分に尊重する。私は幼稚園をなくせと言っているわけではありません。教育委員会として、この状況のまま運営していくのかを伺ったわけです。個人的には恒常的な定員割れといったこの状況を少しでも解消するには、幼稚園機能も保育園機能も兼ね備えた認定こども園に移行すべきではないかと思っております。

そこで、最後の質問に入りますが、認定こども園に移行する考えの有無について伺います。

先ほどの答弁にもありましたが、幼稚園より保育園や認定こども園の需要が高まっていると教育委員会も認識しているわけですから、今ほど申し上げましたが、私は現在の幼稚園から認定こども園に移行して運営していくべきだと考えております。

ご存じのとおり、認定こども園が制度化された背景には、共働き家庭の増加により保育ニーズが急増したり待機児童の問題があったり、また、就学前の子どもの教育と保育を分けて考えるのではなく、一体的に捉えて支える必要が高まったからであります。

こうした中で、幼稚園的機能と保育園的な機能を併せ持つ単一の施設として、幼保連携型認定こども園が制度化されたわけであります。制度化されて既にもう今年で20年になります。福島県内だけでも、既に認定こども園は公立、私立合わせますと110施設以上も設置されているわけであります。

当村においても、本来、幼稚園の定員割れが発生する状況に至る前に、将来に向けて検討すれば、認定こども園制度への移行がいかにより子育て支援につながってくるかお分かりのはずだったと思います。しかも当村においては待機児童の問題が解消できない状況にあります。本年度もゼロ歳児から4歳児までの36名が待機児童となっております。

待機児童の問題等も踏まえ、総合的に検討する考えに現在まで至らなかったことが非常に残念に思われます。認定こども園への移行は、そういう考えはあったが、できない理由がもしかしたらあったのかもしれませんが。そのあたりも併せて伺います。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 認定こども園に移行する考えの有無についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、共働き家庭の増加に伴う保育ニーズの多様化や待機児童対策は、本村におきましても大変重要な課題であると認識しております。村立幼稚園から認定こども園への移行につきましては、過去の総合教育会議等におきましても、本村の幼児教育・保育の在り方をトータルで見直す中で、重要な選択肢の1つとして議論が行われてまいりました。

当時は、村立保育園の民間委託への移行や小規模保育施設の在り方など、福祉部局と教育委員会が横のつながりを持って進めるべき村全体の幼児教育・保育環境の再編計画としての具体的な方向づけがまだ定まっていなかった経緯がございます。こうした諸条件の調整や全体の計画策定を優先する観点から、当時は認定こども園への移行という結論まで至らなかったものでございます。

しかしながら、現在、園児数が20名台前半までに減少している現状に加え、幼児教育・保育を取り巻く環境は急速に変化しております。直近の令和8年の教育委員会におきましても、園児数の減少に歯止めがかからない現状が大きな話題となり、集団教育の影響も含め、今後の運営体制について早急に検討を要する重要課題として位置づけられたところでございます。そのため、認定こども園への移行を含めた抜本的な見直しは避けて通れない、今後速やかに検討しなければならない重要な課題であると考えております。

今後は、これまでの幼稚園が果たしてきた役割を大切に受け止めつつも、保護者の皆様の子育て支援ニーズに的確に応えられるよう、庁内各関係部局とも緊密に連携を

図りながら、村にとって最適な教育・保育環境の構築に向けた検討を進めてまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 6 番鈴木修君。

○6 番（鈴木 修君） 教育委員会、それから認定こども園は首長部局、両方が連携しないとならない問題だと思っております。ただいまの教育長答弁で、認定こども園への意向を含め、抜本的な見直しが必要だという認識がおりということ、村長が常々言葉にするスピード感を持って、西郷村の幼児教育の充実を図っていただきたいと思えます。

村立幼稚園の運営についての質問は終わります。

それでは、次の質問に移ります。

次の質問は、学校施設長寿命化計画について伺います。

学校施設長寿命化計画は、令和3年3月に業務委託により817万円をかけて策定しました。同時に西郷第一中学校の調査を320万円かけて行っております。合計しますと1,100万円以上の予算が使われております。

学校施設長寿命化計画を策定した令和3年ですと、もう既に平成30年2月に西郷村学校適正化配置検討委員会設置要綱を制定し、3月には村内の小・中学校の学校の統廃合、学校再編を議論する適正化配置検討委員会が組織されました。

学校の統廃合、学校再編についての方針も結論も出ていない中、多額の予算をかけ、なぜこの時期に、村内の小・中学校の校舎を80年使い続けるための学校施設長寿命化計画を策定したのか私は疑問に感じております。

そこで最初に、この学校施設長寿命化計画の目的について伺います。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） 学校施設長寿命化計画の目的についてお答えいたします。

本計画は学校施設全体の状況を把握し、学校施設の抱える課題や児童・生徒数の将来推移など、長期的な視点を持って更新や統廃合、長寿命化などの施設整備を計画的に行うものであり、さらには省エネルギーへの対応や維持保全の効率化、廃棄物量を抑え、環境負荷の低減を図ることなどにより村の財政負担を軽減し、平準化を図ることを目的としております。

○議長（真船正晃君） 6 番鈴木修君。

○6 番（鈴木 修君） 目的は私、先ほど言った学校を80年持たせるというのとその施設の、一番の目的は施設の長寿命化を図って、財政負担を軽減するというのが一番の目的だとは理解しておりますが、一方では既に学校適正化、適正配置の検討に入っている。学校の配置が今後どうなるか不明な中で全ての小学校の長寿命化実施計画が示されることに何か矛盾を感じておりました。それは置いておいて、次の質問に入ります。

次に、当該計画における長寿命化の方針内容について伺います。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） 長寿命化の方針内容についてお答えいたします。

当該計画におきましては、学校施設の安全性、機能性を維持するため、定期的な点検に基づき改修を計画的に実施することで、建物の使用期間をおおむね80年程度まで延伸することを目指しております。これにより財政負担の軽減を図りながら、中長期的な視点で、教育環境の充実と施設の維持管理の両立を推進していく考えでございます。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 当然のごとく目的に沿った方針内容でありますので、ここは了解しました。

どうももう一つ疑問に思うのが次に伺うところでございます。当該計画での学校規模・配置計画等の方針内容について伺います。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） 学校規模及び配置計画等の方針についてお答えいたします。

当該計画における学校施設の規模・配置計画の方針につきましては、村内の小・中学校について行政区ごとの適正な通勤距離を確保し、地域バランスにも配慮しながら、原則として現在の学校配置を維持することとしております。

一方で、今後の少子化の進行により児童・生徒数の減少が見込まれることから、余裕教室等の有効活用を図るとともに、利用状況に応じた施設の建築や他の公共施設との複合化についても検討し、社会情勢や児童・生徒数の推移を踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを行うこととしております。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 今、最初には、原則として現在の学校配置を維持すると言っているんですね。結果的にやはり答弁いただいた学校規模・配置の方針内容は、後ほど望ましい教育環境の在り方に関する方針もやりますけれども、そことの整合性が取れないと思いますが、いかがですか。伺います。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） 学校規模・配置計画等に関する整合性についてお答えします。

議員ご指摘のとおり、現行の計画と一部の実情との間に十分な整合が図られていない部分があるとは認識しております。その点につきましては、望ましい教育環境の在り方に関する方針と今後の社会情勢の変化や児童・生徒数の推移を踏まえつつ、学校規模・配置計画全体を改めて精査し、必要な見直しを進めていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） もちろんそのような答弁になるんです。だから学校施設長寿命化計画の策定の時期がどうだったのか疑問を抱いた次第であります。

それでは、次に学校施設長寿命化計画における校舎、屋内運動場の整備の優先順位について伺います。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） 校舎及び屋内運動場の整備優先順位の決定基準についてお答えいたします。

当該計画における校舎及び屋内運動場等の整備優先順位につきましては、各施設の健全度評価結果から算出した評価点数と建物の延べ床面積を考慮した健全度点数に、面積の重みを考慮した点数順により決定しており、点数が低い施設、老朽化が進んでいる施設ほど優先順位を高くしております。

計画策定時における優先順位は、校舎につきましては西郷第一中学校、小田倉小学校、米小学校、羽太小学校、熊倉小学校、西郷幼稚園、川谷小学校、川谷中学校、西郷第二中学校の順となっております。また、屋内運動場につきましては、小田倉小学校、川谷中学校、熊倉小学校、米小学校、羽太小学校、西郷第二中学校、西郷第一中学校の順となっております。

なお、整備の実施に当たりましては、計画上の優先順位を基本としながらも、定期点検等により把握しました劣化状況や緊急性を確認し、安全確保の観点から、必要に応じて優先順位を見直ししながら進めることとしております。

○議長（真船正晃君） 6 番鈴木修君。

○6 番（鈴木 修君） ただいまの答弁で分かるように、校舎の老朽化が著しく激しいのは西郷第一中学校、次は小田倉小学校、そして屋内運動場、体育館の老朽化は小田倉小学校、川谷となっているわけです。

総合的に見ると、小田倉小学校は校舎も体育館も優先度は高いはずですが、これも後ほど触れますけれども、今回の小学校の学校再編の方針の結論が出ない状況はどうなのかと思っております。

それで次に、当該計画での令和3年度から令和7年度までの5年間の整備計画及び整備状況について伺います。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま6番鈴木修君の一般質問の途中でありますが、これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前10時57分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

6 番鈴木修君の一般質問に対する答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（添田真二君） 令和3年度から令和7年度までの5年間における学校施設等の整備計画及び整備状況についてお答えいたします。

令和3年度から令和7年度までの5年間における工事請負費の執行実績の総額は、小学校、中学校及び給食センターを合わせまして総額8億7,185万3,816円となっております。

小学校につきましては、主なものとして熊倉小学校の給食リフト改修工事、5年間

の総額が小学校につきましては4,804万7,150円でございます。続きまして、中学校につきましては、5年間の総額2億3,835万2,466円を執行し、主なものといたしましては西郷第一中学校の外壁改修工事、こういったものを行っております。

このように5年間におきましては、各施設の老朽度や緊急性を勘案しながら、限られた財源の中で整備を推進してまいりました。今後におきましても財政負担の平準化を念頭に置きつつ、子どもたちが安全で快適に学習できる教育環境の維持管理に努めてまいり所存でございます。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 了解しました。

時間の都合がありまして、すみませんけれども、最後の⑤の今後の整備計画については、今、若干触れていただきましたので、それで終わりにしたいと思います。

続いて、望ましい教育環境の在り方に関する方針について伺います。

平成30年から学校適正化配置検討委員会を立ち上げ、学校適正化に向けて動き始めましたが、残念ながら、本格的な議論に入ったのはその4年後の令和4年度からでありました。そして、令和5年度に学校適正化配置検討委員会から教育委員会に提言が提出されたわけであります。

提言の内容は、今後10年から20年でできるだけ早い時期に学校を再編し、小学校を3校にするのと中学校を1校にするのが望ましいという提言内容でありました。このような提言を踏まえ、教育委員会は望ましい教育環境を提供するための基本構想及びグランドデザインを策定することになったわけでございます。

このような経緯があつて方針がまとまり、さきの議会全員協議会において、西郷村の望ましい教育環境の在り方に関する方針について説明をいただきましたが、疑問な点、理解できない点がありましたので、改めて伺いたく質問させていただくことといたしました。

はじめに、望ましい教育環境を確保するための方針について伺います。

方針として期待されている内容は、中学校の再編を優先的に進め、小学校は段階的かつ計画的に再編の検討を推進していくということになっています。教育環境の基本構想を策定する目的であつたこの方針が、小学校については次のように記載されています。児童数の減少に伴い、複式学級の増加、小田倉小学校及び羽太小学校の施設老朽化の課題が顕在化していく可能性があります。今後、段階的かつ計画的に小学校再編に関する検証を推進していくこととしますという記載内容であります。

複式学級の増加や施設の老朽化の課題は顕在化していく可能性ではなく、既に顕在化しているんじゃないんですか。表面化しているんじゃないんですか。この3年後には羽太小学校も川谷小学校も複式学級が増える。そして、老朽化については小田倉小学校の屋内運動場、体育館ですが、既に西郷一中の校舎よりも古く、今年で56年が経過する建物です。相当老朽化しています。

このような状況にありながら、望ましい教育環境を確保するための方針がなぜ小学

校は今後の検討になるのか理解に苦しむところであります。先ほども学校適正化検討委員会の令和５年度の提言を申し上げましたが、再編は今後１０年から２０年で、できるだけ早い時期で、小学校を３校、中学校を１校にするのが望ましいという提言を受けて、もう既に３年を迎えるわけです。それにもかかわらず、小学校の望ましい教育環境を確保するための方針は、今後検討する方針ということが全く理解できません。その点について伺います。

そして最大には、文末に、西郷村学校適正化配置検討委員会からの意見に引き続き留意しながら進めていきますと述べています。検討委員会からの提言は、小学校を３校とするのが望ましいといわれているわけですが、検討委員会からの意見に引き続き留意するとはどのようなことなのか併せて伺います。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） ６番鈴木修議員の一般質問にお答えいたします。

教育委員会では、令和５年度に西郷村学校適正化配置検討委員会からいただいた提言を基に、将来にわたり子どもたちにとってよりよい教育環境を提供していくため、様々な立場の方々からのご意見をいただきながら、真に望ましい教育環境について検討を重ね、望ましい教育環境の在り方に関する方針を策定いたしました。

この方針の中では、標準規模を確保できるよう中学校の再編を優先的に進めていくこととし、小学校においては段階的かつ計画的に再編に関する検討を推進していくということを取りまとめております。

広くご意見をいただくために実施いたしましたワークショップ、アンケート調査、地域懇談会の開催におきましても、学校適正化配置検討委員会からの中学校を１校、小学校を３校とするのが望ましいという提言を基に進めてまいりました。

しかしながら、策定した方針において、小学校を３校とすると明記しなかったことは不十分であったと認識しております。この点におきましてはおわびを申し上げます。

また、西郷村学校適正化配置検討委員会からの意見に引き続き留意しながら進めていくとはどのようなことなのかとのおたがしでございますが、ここで申し上げます意見とは、検討委員会からの提言のことでございます。引き続き提言書にございました中学校１校、小学校３校という内容を基本としながら、丁寧に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） ６番鈴木修君。

○６番（鈴木 修君） ただいまの答弁で、意見は提言だと。提言と意見はイコールではないと思っております。

今、教育長が、方針が不十分だったということで私に謝罪されても私は困ります。２年かけて不十分な方針しか策定できないとは非常に残念ですし、策定したとなると要は公式に決定したことを意味するわけです。

この２年間、西郷村の子どもたちの将来に向けて、小学校、中学校ともに望ましい教育環境はどうあるべきかを各小学校のＰＴＡ、教職員のワークショップ、中学生の

ワークショップ、中学生のアンケート、そして村民のアンケート、各地域の懇談会と小・中学校の望ましい教育環境の方針を決めるために実施したにもかかわらず、小学校は段階的かつ計画的に小学校再編に関する検討を推進していくこととします、こんな方針ありますか。それじゃこの２年間、小学校について段階的かつ計画的に検討していなかったのですか。中学校だけの議論だったのでしょうか。

地域懇談会の資料として、西郷村の望ましい教育環境の在り方に関する方針では、西郷村学校統廃合再編方針案として小学校についても示しています。幾ら案とはいえ、地域懇談会で説明しているわけじゃないですか。今回の方針が２年もかけて策定して、実質、平成３０年から動き出したわけですから、８年間で費やしたわけです。教育長も不十分であると認識している今回の方針が、今後の我が村の子どもたちの望ましい教育環境の在り方に関する方針であるというのは非常に残念です。

そして、私、令和６年第３回定例会で、小・中学校における学校規模の適正化・適正配置について一般質問をしました。そこでは、最終的に令和７年度には学校規模適正化・適正配置についての方針が定まり、方向性が決まり、結論が出るという理解でよろしいか伺いました。村長も教育長も記憶にあると思います。

そこでの答弁は学校教育課長だけの答弁にとどめず、教育長、そして村長お二人にも答弁を求めました。そのときにどのような答弁をしたか伺います。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） お答えをいたします。

私は、令和７年度中には方針を出していきたいと思いますと答弁をいたしております。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 私の答弁は、令和７年度は私はこの事業については慎重、冷静、そしてスピード感を持ってやらなきゃならないという大人の判断をしていきたいと思っておりますので、ということで答弁させていただきました。

○議長（真船正晃君） ６番鈴木修君。

○６番（鈴木 修君） まさに今、お二方からそのような答弁をいただきました。議会という公的な場での発言であります。学校規模適正化・適正配置の方針はこの２年間で真剣に議論して、どのような方針になるか分かりませんが、小・中学校どちらも方針が出るものと、結論が出るものと思っていました。

しかしながら、２年たっても小学校については再編に関する検討を今後推進していくでは、村長が言われるスピード感はどこにあるのでしょうか。この状況を村長は今、どのような心境でいらっしゃるのか伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

私は、西郷村学校適正化配置検討委員会の提言を基に方針の検討を教育委員会に指示いたしました。基本的に小学校３校、中学校１校とする提言に基づく方針だと認識しておりますが、小学校を３校とすることが明記されてこなかったことについては十

分反省するところであります。

学校施設の老朽化対策や児童・生徒数の減少に対する教育環境の改善は喫緊の課題であり、スピード感を持って進めるという思いには変わりはありません。

○議長（真船正晃君） 6 番鈴木修君。

○6 番（鈴木 修君） 村長の今の心境を伺いましたが、それであれば方針が策定された時点で、これは多分、村長にも見せていると思います。その時点で村長の思いを伝えるべきではなかったのかと思っております。

続いて、グランドデザインについて伺います。

西郷村の望ましい教育環境の在り方に関する方針策定に当たっては、策定のための支援を多額の経費をかけて業務委託しました。この業務委託に当たっての仕様書は、業務内容の1つでグランドデザインの作成、取りまとめが業務内容として記載されています。

この資料を改めて拝見すると、グランドデザインのところに基本構想に掲げた望ましい教育環境をどう実現していくか、グランドデザイン（将来的な全体像）を検討していきますと記載がありました。このことについてどのようなことなのか伺います。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） お答えいたします。

望ましい教育環境の在り方に関する方針の第2章グランドデザインにつきましては、第1章基本構想で掲げました望ましい教育環境、そして優先的に取り組む中学校の再編をどのように実現していくかを教育委員会で検討し、お示ししたものでございます。

具体的には、再編の時期、立地環境、施設の条件、課題の整理など事業の全体像を整理し、取りまとめたものでございます。

○議長（真船正晃君） 6 番鈴木修君。

○6 番（鈴木 修君） そうしますと、その後の数ページがグランドデザインだということだと思うんですけども、あまりにも紛らわしい記載でしたので質問させていただきました。了解しました。

そうしますと、次のグランドデザインですけれども、グランドデザインも中学校の統合のことがメインで、方針がそうですからもちろんそうなると思いますが、小学校のことも若干触れているんですよ。どのように触れているかというところ、統合の推進に向けた今後の検討課題というところで、通学環境安全対策の確保の項目で、統合により通学距離が長くなる児童に対するスクールバスの運行を検討しますと書いています。

何かおかしい話で、小学校は学校再編の方針も結論も出ていないのに、なぜいきなり統合によりスクールバスの検討がここに上がってくるのか私は理解できません。あまりにもお粗末ではないでしょうか。

これ以上質問しても仕方がありませんので、最後に村長に伺います。

小学校の望ましい教育環境を確保するための方針の1つである小学校の学校再編について方針が定まっていますが、どのように考えているのか、それを伺ってこの質問を終わります。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

小学校の再編の話でありますけれども、望ましい教育環境の在り方に関する方針において、広くご意見をいただくためのワークショップ、アンケート調査、地域懇談会を実施し、西郷村学校適正化配置検討委員会の提言内容である小学校を3校とするとして説明してまいりました。

アンケート調査でも、約8割の方が小学校における課題の対策が必要だと考え、約7割の方が小学校の統合が必要だと考えているということでありました。村民の皆様のご意見を基に方針が策定され、提言に沿った方針でございますので、小学校を3校として再編を進めていきたいと考えております。

少子化に歯止めがかかりません。先日の新聞にも出ておりました。昨年の出生数67万人ということで、昭和24年には269万人という出生数でありました。もう200万人以上の出生数が減っております危機的な状況であります。目先の課題ばかりではなく、10年後、20年後、子どもたちの未来に責任を持つという強い決意の下、学校再編に取り組んでまいりたいと考えております。

併せて、学校は単に学ぶ場所ではありません。子どもたちの夢を育むと同時に仲間との出会い、未来へはばたく人生の土台でもあります。だからこそ私は最優先に考えるのは大人の都合ではなく、ただ一つ、子どもたちの未来にとって何が最善かであります。

少子化が進む中、教育環境は大きく変化しております。子どもたちが切磋琢磨、多様な考え方に触れ、十分な教育機会、そして教育環境を整えていくことは今を生きる私たち大人の責任であります。

私は学校統廃合を学校をなくす議論ではなく、子どもたちの未来を守り、よりよい環境をつくる議論にしていかなければならないと考えております。もちろん地域にとって学校は長年にわたり地域の誇りであり、心のよりどころでありました。だからこそその地域の皆様の思いを、歴史を大切にしながら丁寧に対話を重ね、理解を得ながら進めてまいります。

最終的には、私が判断基準とするのは、その選択が子どもたちの10年後、20年後の幸せにつながるかどうかであります。私は村長として、未来を担う子どもたちのために逃げることなく、真っ正面からこの課題に向き合ってまいります。

先ほど、羽太小学校の子どもたちがおりました。まさに子どもは宝であります。子どもたちの未来のために決断するという、その覚悟を持って進めてまいります。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 村長の答弁を聞いて終わりますということです。今の村長の答弁を伺いまして、やはり今回の方針に村長の思いをぶつけるべきだったんじゃないかと思っております。

次の質問事項に移ります。

次の質問は集会施設等の維持管理についてであります。

西郷村公共施設等総合管理計画では、集会施設として35施設が村内に配置されています。既に50年以上の施設から約十数年の施設と様々な施設があります。最も古い施設であります上野原農民研修センターの維持管理について伺います。

上野原農民研修センターは、現在、村からの指定管理として3行政区で運営している状況にあります。昭和49年に建設され、今年で築52年になります。著しく老朽化が進んでいることは担当課も承知していることと思います。

しかしながら、西郷村個別施設計画によれば、上野原農民研修センターの目標使用年数は80年となっており、なかなか建て替えは望めない状況であることは承知しているところであります。ですが、先ほども申し上げたとおり、老朽化が進んでいるのは一目瞭然であります。

西郷村個別施設計画の上位計画であります西郷村公共施設等総合管理計画、この計画は令和4年に改定していますが、これを見ますと、維持管理の基本方針として、施設活用度の高い施設については維持保全しながら継続して使用する。また、施設の定期点検及び日常的な点検の実施、老朽箇所の把握と安全性の確保を行います。そして計画的な改修、修繕等を実施していく必要があります。そのため、様々な規模、内容の工事がある中で大規模改修と部分改修を勘案して、中長期の施設の保全を計画していきますと記載されています。これを受けて、西郷村個別施設計画が策定されていると思います。

そこで1点目として、西郷村個別施設計画における農民研修センターの修繕、改修、建て替え計画案の取組について伺います。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） 6番鈴木修議員の一般質問にお答えいたします。

上野原農民研修センターのこれまでの修繕、改修工事については、主なところとして、令和2年度にエアコン設置、令和2、3年度にトイレ改修工事、大研修室や廊下の照明器具改修といったものを行っております。

建て替え計画につきましては、令和2年3月の定例会で、公共施設、賢く使おうということで、できるだけ環境をよくしながらしばらくは使っていただきたいとの村長答弁もありましたので、先ほど申し上げたような改修をして環境を改善し、利便性を高めて使っていきたいと考えております。

当然、安全性が損なわれている場合や建物の長寿命化を図る上で、必要と考えられる部分に関しても考慮し、判断していきたいと考えております。

建て替え計画につきましては、南部地区の重要施設と認識しておりますが、明確にいつという時期は言えませんが、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 要は建て替えをしてくれと頼んでいるわけではありません。個別計画に沿ってやっているのかどうかということを私は疑問に思ったからです。

個別計画では、令和元年から令和10年までの間、毎年950万円の大規模改修を行い、長寿命化して80年持たせる。それができていなかったら80年は持たないと

いう反対の解釈になるかと思います。時間の関係がありますので、その辺は了解しました。

続いて、上野原農民研修センターの備品の更新について伺います。

当該施設の備品として、折り畳みテーブル、折り畳みパイプ椅子、それから和室で使用している折り畳み座卓テーブルなどがありますが、このような備品は、開設当時の今から52年前に購入したものだと思われます。担当課にある備品台帳により、何年に購入されたものか分かるかと思いますが、いかがでしょうか。伺います。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） お答えいたします。

上野原農民研修センターは昭和50年3月に完成し、同年6月に中央公民館分館となっております。その後、昭和63年4月に行政区長に管理運営を委託しております。平成18年4月から指定管理に移行し、現在に至っております。

現在の上野原農民研修センターにある机や椅子などに村の備品シールが残っているものがありまして、備品台帳で確認したところ、備品台帳のほうには記載されておりました。恐らく建設当初に導入したものがほとんどだと思いますが、中央公民館分館から行政区の管理委託に変わったところで、備品については所管替えがなされたか、除却処分されているのではないかと思います。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 備品台帳にもない、除却処分されている可能性がある、恐らく農研を建設した当初に導入されたもので間違いないと思います。要は折り畳みテーブルの寿命を調べてみました。一般的に5年から10年が目安だそうです。これは使用頻度にもよるかと思います。ちなみに折り畳み椅子は5年となっていました。

既に50年以上たっている状況で、どのように本当に役場のほうは考えているのか分かりませんが、一度も更新がなされていません。破損が著しい状況にあります。なぜ更新がなされていないのか疑問に感じます。

もしかして平成18年度に制定した西郷村集会施設の修繕等に関する補助金交付要綱に沿った形で、それを根拠として、村は補助金として最大60万円出すから、残りは指定管理者が負担して購入しなさいよといった考えで更新がなされなかったとしたら、大変遺憾に思います。

この要綱が制定された時点では、各種備品はもう既に32年経過しているわけですから、更新して新品の備品で、備品管理を指定管理に依頼するなら話は別ですが、そのあたりはどうなっているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） お答えいたします。

52年前の備品という耐用年数をはるかに超過していることが明白な設備について、村側で解決手段を講じないまま、指定管理者にリスクを負わせるということは、明らかに不合理で現実的ではないと考えております。でありますので、西郷村集会施設の修繕等に関する補助金交付要綱により、対応するという事はなじまないと考えてお

ります。

村といたしましては、指定管理の協定書第16条にありますとおり、双方で協議して定めるとありますので、上野原農民研修センターの椅子、テーブルといった備品については協議の上、早急に対応できるよう考えております。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） ただいま西郷村集会施設の修繕等に関する補助金交付要綱にはなじまないとおっしゃいました。多分、今まではなじませていたんです。だから購入しなかったんですと私は思います。指定管理者と協議して対応していただくということで了解しました。

要は安全管理の面からとも言わせていただければ、もしこの状況で利用者が万一、破損している備品で、それが原因で大きなけがなど事故を起こした場合、管理責任が問われる事態になったとき、これはどこが責任を取るんですか。指定管理者である行政区なのか、それとも村なのか、その辺もはっきりしておかないと、壊れたやつで備品は貸し出すこともできません。どうでしょう。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） お答えいたします。

52年前の備品というものを預けておきながら、耐用年数を過ぎたものについて、それで指定管理者のほうに責任があるということは、これまでのいろいろ経緯とかを見ても、国家賠償法に基づき、それは施設設置者である村に責任があると考えております。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） ただいまの答弁で、管理責任は村にあるということで、多分、指定管理者である行政区の方々はほっとしたところかと思えます。

最後に、上野原農民研修センターの今後の維持管理について伺います。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） お答えいたします。

今年度4月1日より令和10年3月31日までの期間で、新たに西郷村集会施設の管理に関する協定書を関係行政区等と協定更新をしております。これまで平成18年以来は5年間という期間で協定を行ってございましたが、この指定管理を行ってから、いろいろと課題も生じてきておりますので、そのため早急に見直しを図って、今後の維持管理について具体的に検討していきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 答弁ありがとうございます。

先ほども話しましたが、公共施設の主たる管理者は村だと思います。それで従たる管理者として指定管理者がいるのだと私は考えています。その辺をしっかりとさせていただくことを期待して、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君の一般質問は終わりました。

次に、通告第2、4番鈴木昭司君の一般質問を許します。4番鈴木昭司君。

◇ 4 番 鈴木昭司君

1. 農業行政について
2. 熊の対策について
3. 新庁舎について

○ 4 番（鈴木昭司君） 4 番鈴木昭司です。通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

まず、農業行政についてということで質問を行っていきたいと思うんですが、農業行政、米のところでここ数年、メディア等でも相当いろいろ言われております。

先日、読売新聞のほうに記事が載っていましたので、一般質問に入る前に、そちらのほうを少し読ませていただきますけれども、日本の主食、米の安定供給を定める食糧法の改正案が 3 日、衆議院を通過した。生産調整に関する規程に代わって需要に応じた生産を進めることを明記している。事実上、減反政策を維持するもので、成立すれば稲作の体質強化を遅らせる懸念があるというふうな記事が読売新聞のほうに載ってございました。

国や県、様々な思いで農業政策をやっていると思うんですが、こういった記事が出て、我が西郷村においては独自の農業行政を行っていただいて、村民の農家たちの仕事を守っていただきたいという思いで、今回も農業行政に関する一般質問のほうを行っていききたいと思います。

まず、水田に必要な水の管理について伺います。

ということで、西郷村の多くの稲作農家では 3 月上旬頃から田植作業に向けて様々な準備を進めていると感じております。私自身もその 1 人でございます。田植に向けて進めていく作業の中で、水田への入水作業も 4 月中旬頃から徐々に行ってまいりますけれども、今年に関しては冬場の降雪量の少なさが原因なのか、村内に流れている河川の水量が少なく、水田への入水作業に大変苦勞した農家の方々が多かったと聞いております。

降雪量の少なさに加え、春先の降水量も少なく、ダムの貯水量も低かったと予想され、河川の水量が少なくなってしまったと思われます。5 月に入って堀川ダムの放流を行ってから、堀川の水量も増えて水田への入水量も徐々に改善されてきましたが、もう少し早い時期にダムの水を放流してほしかったという声も私の農家仲間から伺っております。

農家仲間の 1 人が県南建設事務所をお願いしても、4 月中の堀川ダムの放流を聞き入れてもらえず、水の管理に大変なご苦勞をされておりました。水不足や高温障害で食糧問題が大きな注目を集めている昨今ですが、自治体や行政には時として臨機応変な対応が求められると思っております。

そこで、なぜこの 4 月中に堀川ダムの放流ができないのか伺っていききたいと思います。

○議長（真船正晃君） 産業建設部長。

○産業建設部長（相川 晃君） 4 番鈴木昭司議員の一般質問にお答えいたします。

農業用用水に対する堀川ダムの放流に対するお尋ねでした。

まず、堀川ダム建設の経緯について簡単にご説明いたします。

堀川ダムは西郷村大字真船地区に位置し、堀川総合開発事業の一環として洪水調節、既得取水の安定化、河川環境の保全及び水道用水の供給を目的として、昭和５７年度から実施計画調査が開始され、昭和６２年度より建設に着手し、平成１３年３月に完成いたしました。

堀川ダムを管理しております福島県県南建設事務所に確認をしましたところ、堀川ダムの放水については、堀川ダム操作規則に示された堀川にあります観測地点ごとの流量を確保するように現地確認を行いながら、放流を実施しているところでした。

なお、その確保する流量でございますが、非かんがい期である１０月１日から翌年４月３０日までの期間とかんがい期である５月１日から９月３０日の期間とでダム操作規則に定められた確保流量が異なります。

非かんがい期に該当する４月は確保流量が少ないことから、先ほど議員のおただしの中でありました農家仲間の方が４月中に福島県県南建設事務所に放流量の増加を相談したものの、聞き入れてもらえなかったとございましたが、福島県県南建設事務所としましては、ダム操作規則で各観測地点ごとに定める流量は確保していることから、さらなる流量の増加は難しかったものと思われまます。

以上でございます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま４番鈴木昭司君の一般質問の途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

（午前１１時５８分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後１時００分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

４番鈴木昭司君の再質問を許します。４番鈴木昭司君。

○４番（鈴木昭司君） ダムの操作規則というのがあるということで、また、それに加えて各観測地点というところがあってその流量が確保されていたということで、これは規則がある以上はやはり向こうも職務があると思いますので、その規則にのっとって４月中のダムの放流ができなかったのかなと理解するところでございます。

そうなりますと、各河川において各水利協議会とダムの管理者というのが、例えば事前協議を行って、その年によって臨機応変な対応を取れるような体制強化が必要になってくるのかなと感じるところでございますけれども、そういった点に関して、村のほうではどういうふうなお考えなのか伺っていきます。

○議長（真船正晃君） 産業建設部長。

○産業建設部長（相川 晃君） お答えをいたします。

各水利協議会とダム管理者との体制強化に対するお尋ねでございました。

2026年の日本は冬から春にかけて30年に一度といわれる深刻な記録的少雨に見舞われ、全国で大規模な水不足が発生している状況にあり、西郷村におきましても村内の各地区の営農者の方々から、河川の水が少ないとの相談が複数件ございました。

村としましても、村の重要な産業の1つである水稻を守るため、堀川ダムを管理する福島県や阿武隈川へ放流を行っている西郷ダムを管理する阿武隈上流土地改良区へ放流量の協議、相談等を行い、河川流量の増加に努めてまいりました。

議員おただしの各水利協議会とダム管理者が事前協議を行って、臨機応変な対応を取れる体制強化が必要とのことでありますので、村内にありますダム管理者と臨機応変な対応が可能となるように協議の場を設けるように村としましても調整をしてまいります。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） ダム管理者との協議の場を設けていただけるように努めていくということで、これは本当に非常に大事なことになってきますので、その年、年でいろんな対応が必要になってくるのかなと思っております。そういった部分を考慮しながら、村としても各地区の協議会の方々と意見交換しながら、事前の協議を行っていたければなという思いでございます。

それでは、次の質問に入っていきます。

補助事業を利用した農業機械の購入について伺いますということで、令和6年産米、令和7年産米と米の価格が上昇し、米価の価格上昇の流れに乗って、全国的に農業機械の購入数が増加していると農業機械の販売業者から伺っておりますが、世界情勢の悪化に伴い、原油不足が影響して様々な分野での原料不足や価格高騰が原因で、農業機械の生産に大きな影響を及ぼし、機械の納品遅れが多数発生しているとのことです。

私自身も作業面積の増加に伴い、県の補助事業を活用して機械の導入を進めておりましたが、機械が納品されずに田植の準備作業に影響がございました。各年度ごとに国や県、そして全国の各自治体でも予算を計上して、農業機械の購入に関する補助事業があるというふうに思っておりますけれども、この機械の納品が遅れて、エントリーしていた補助事業の活用ができなくなってしまうということが懸念されるというふうに思います。

農家からそのような事態で相談を受けた場合、村としての対応策があるのか伺います。

○議長（真船正晃君） 産業建設部長。

○産業建設部長（相川 晃君） お答えいたします。

補助事業の農業機械の納品遅延に対する村の対応策についてのお尋ねでした。

農業機械の補助事業においては、単年度予算であるため年度内の完了が原則となります。議員おただしのとおり、全国的に農業機械の納品が遅れている状況に対し、年度内に事業完了が間に合わない可能性があり、事業活用に対して懸念されているところでございます。

村単独事業におきましては、補助事業の交付決定を受け、事業着手時に年度内完了を見込んでいたものの、避け難い事項により年度内完了が見込めなくなった場合は、事案ごとに精査し、繰越し等、必要な手続を進めていくものとなります。

国・県事業においては、村の対応としまして事案ごとに理由を整理し、国の事業であれば東北農政局、県の事業であれば県南農林事務所の判断を仰ぎ、その判断に沿って必要な手続を進めていくこととなります。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 4 番鈴木昭司君。

○4 番（鈴木昭司君） 事案ごとに精査して必要な手続を行っていくということで、必要な手続を行うことによって機械の購入に何ら支障がないのかなというふうなことで今、私自身、理解したところでございますが、そのような形で間違いないということです。この件に関しましては、しっかりと、もしそういうふうなことがあれば農政課のほうで必要な手続を行っていただいて、どうか農業機械の導入のほうに遅れが生じないように手続のほうを行ってほしいと思います。

それでは、次の質問に入っていきます。

次の質問ですけれども、遊休農地の手入れ補助についてということで、これが5月17日、福島民友のほうで1面で掲載されておりました。遊休農地の手入れ補助という見出しで、内容のほうを少し読み上げてみますと、県は本年度、農業の後継者不足などを背景に県内各地で問題になっている遊休農地の削減に向けた対策を強化する。県内の遊休農地の総面積は7年連続で全国最大となっており、放置が続けば再利用が難しくなる上、熊などの有害鳥獣の隠れ家になるとも指摘されている。このため、県は草木の刈取りや植栽に対する補助を新設、環境が悪化するのを未然に防ぎたい考えだということで、補助の対象が増えるようなんですけれども、この補助の対象のほうを確認していきたいと思います。

この民友の記事では、雑草の刈取りや菜の花の種、また、肥料の購入などにかかる費用の半額を支給するというので、遊休農地の削減につなげるというふうな記事でございますけれども、例えばですけれども、この補助事業で草刈り機械だったりとか木の伐採に必要なチェーンソー等の機械を購入した場合、そういったものも対象になるのか伺ってきたいと思います。

○議長（真船正晃君） 産業建設部長。

○産業建設部長（相川 晃君） お答えいたします。

草刈り機やチェーンソー等の機械購入に関するお尋ねでした。

5月17日に福島民友新聞に掲載されました遊休農地の手入れ補助という記事にしまして、福島県農林振興課へ確認をしましたところ、県では中山間地域の遊休農地において耕作または景観作物、鳥獣緩衝材といった粗放的管理をするための再生産業等の取組を支援する遊休農地再生利活用促進事業があるとの回答でございました。

その遊休農地再生利活用促進事業の内容でございますが、対象者は個人ではなく集落を単位とした団体や組織となっており、対象農地は過疎中山間地域に該当する再生

可能な遊休農地で、草や低木の刈り払い、樹木の伐採、伐根などの障害物除去や土壌改良費、種苗代が補助の対象になるとのことです。議員おただしの草刈り機やチェーンソー等の機械購入については、この事業では補助対象外であるとの回答でございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） この事業は、記事ではそこまで詳しく書いていないんですよ。

本当に今、答弁の中にあったように団体というか、集落単位でないとこの補助事業が使えないということで、これは相当勘違いしてしまうような見出しで、私も最初、これを読んだときはこういった補助事業が県で追加されるのであれば、様々なところの遊休農地の削減にすごくいい補助なのかなというふうに思い込みました。

しかしながら、全国ワースト第1位になっている県なのに集落単位でないと出せないとかとなると、これはまたハードルが上がってしまうんですね。やはりこういった遊休農地の手入れというのは、自分の名義になっている土地とかであれば、自分たちでこの補助を個人的にいただいて、自分たちの中でできる範囲で少しずつ草刈りとか木の伐採とかをして、遊休農地の手入れを行っていくというふうなイメージで私は捉えていたんですけども、なかなか集落単位で行っていくとなるとハードルも上がってしまいますし、例えば面積に応じてなんだろうけれども、アルバイトなんかを雇って草刈り等を行ったりしていくという場合は、人件費というのがこの補助には対象になっていくのか伺っていきたいと思います。

○議長（真船正晃君） 産業建設部長。

○産業建設部長（相川 晃君） お答えいたします。

アルバイトを雇った場合の人件費についてのお尋ねでした。

人件費が対象となるのかを県に確認をしましたところ、集落を単位とした事業実施計画を策定し、その取組者の方々の人件費は該当になるとの回答でありました。この場合の人件費の金額は農業委員会で定めている農作業労賃の金額が基本になるとのことです。ただし、取組者でない外部からのアルバイトの方などの人件費については、対象外であるとの回答でございました。

以上です。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 事業実施計画を策定しながらやっていって、アルバイトの人たちの人件費は対象外になるということで、これは大変失礼ですけども、使いづらい補助事業かなというふうに思います。

なかなか集落単位でやっていって、事業実施計画までやっていくとなると、いろいろそういった計画をつくり慣れている人なんかはすぐに対応できるのかなと思いますけれども、例えば高齢の方々なんかは難しいと思うんですよ、こういった計画を立てたりしてやっていくというのは。

そういった面でもすごくハードルが高いんですけども、この新聞記事の中に費用

の半額を支給するというふうに補助額のほうであるんですけれども、上限というのはどのぐらいの上限になっているのか伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 産業建設部長。

○産業建設部長（相川 晃君） お答えいたします。

費用の支給に対する補助の上限についてのお尋ねでした。

この事業の補助率は定率50%であります。事業費200万円未満が対象となります。よって、補助金上限は99万9,000円であるとの回答でございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 99万9,000円ということで、これは一事業というか、一集落単位で99万9,000円ということでよろしいのでしょうか。

○議長（真船正晃君） 産業建設部長。

○産業建設部長（相川 晃君） 議員おただしのとおりでございます。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 金額もそうなんですけれども、なかなか使いづらいですね。我が西郷村におきましても遊休農地、荒廃農地、私、以前にも一般質問しましたけれども、相当ございます。今後も相当増えていくのが予想されますね。

多分、ここ5年、10年で、一気にそういった場所が増えていくのが懸念される部分なんですけれども、村としても遊休農地の解消を対象とした新たな補助事業を創設して、なるべく早めに予算化をして実施していく方向で取り組んでいただきたいというふうに感じるところでございますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

議員おっしゃるように本当に使いづらい、ハードルが高いということであります。

県の事業でありますので、私、機会がありましたら、この件については県に申していく考えをしております。また、さらにはやはり遊休農地は増えますので、これも踏まえながら村単独としても考えていかなければならないと思っております。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 村長自らそういった前向きな考えで答弁いただいたので、なるべく早めにこのことが実現できるように願ひまして、次の質問に入っていきたいと思ひます。

次が聞き慣れない言葉で大変申し訳ないんですけれども、RTKという言葉が最近、農業分野の中でございます。RTK、高精度測位システムということで、ICT技術の1つでございます。その基地局についてのお伺いということで、今回、一般質問に入れさせていただきました。

少し説明いたしますと、RTKとはリアル・タイム・キネマティックの略称で、日本語にすると移動している測量器で、位置情報を高精度で測位する技術のことで、近年ではドローンや農業分野、また、土木分野など、様々な分野でICT技術として活用され始め、福島県が設置した基地局の数は現在県内に11か所設置してございます。

県の設置した基地局を利用する場合は、福島県ＲＴＫシステムの利用申込みをする必要があって、ライセンスを取得するのに１件当たり年間２万円、２つ目のライセンス取得からは年間１万円の利用料金を支払う必要があります、使用申請が必要となります。

私自身も昨年から使用申請を行って、福島県ＲＴＫシステムを利用していますが、西郷村にはＲＴＫの基地局がなく、現在、矢吹町か南会津町に設置してある基地局が一番近い基地局で、そこを利用せざるを得ない状況でございます。

私は矢吹町に設置された基地局に申請を行って、このＲＴＫシステムを利用していますが、たまに状況が悪かったりすると、基地局から離れていますとか測位できませんなどといった利用時にストレスを感じることがございます。

同じ使用料金を支払っているのにすごい不公平感というものを感じざるを得ません。これが村内に基地局があれば、もっとスムーズに仕事がいくのかなというふうに何度も思ったことがございます。

村ではＩＣＴ技術を活用するために農業機械の購入に補助金の予算を毎年計上していますが、ソフト面とハード面をバランスよく進めていくことが重要で、基地局設置に向けたソフト面の取組を県に働きかけていただきたいと思います。ちなみに、一般的に基地局との距離は１０キロメートル以内が望ましいということだそうです。

そこで、ＲＴＫ基地局の現状を踏まえて、基地局設置に向けた取組を早急に行うべきというふうに思いますが、村としての考えを伺います。

○議長（真船正晃君） 産業建設部長。

○産業建設部長（相川 晃君） お答えいたします。

ＲＴＫ基地局の設置に対するお尋ねでした。

村や県におきましてもスマート農業技術等省力化推進のため、機械機器等導入費用への補助を行っており、重複作業等の発生を防ぎ、作業効率向上や操縦者の負担軽減などが図られる自動操舵システムを導入する生産者が増えてきている状況でございます。

議員おただしの電波の受信状況が悪く、効率的な作業に支障を来している状況については、県に利用者の声を届け、改善に向け、早急に対応されるよう村でも申入れを行ってまいります。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） ４番鈴木昭司君。

○４番（鈴木昭司君） 村でもこのことについて早急に県のほうに申入れを行っていくということで、実は今月の６月１９日までに県の補助事業の中で、このＲＴＫ基地局を利用して、福島県のこの基地局を５年間以上利用するという条件の下に今月の１９日までに補助金を県が出しているんですね。

そういった補助金を出しているにもかかわらず、なかなかソフト面では充実していない部分もあるということです。この西郷村においてそういった部分、私、自分で実際に体験して言っていることですので、誰かの話ではないので、間違いなく事実ですので、しっかりと県のほうに伝えていただいて、できれば村内に県のＲＴＫ基地協を設置していただけるよう、早急に動いていただきたいという願いを込めまして、

次の質問に入っていきます。

次なんですけれども、新規就農の確保と育成についてということで伺います。

5月28日の、これも福島民友の記事でございます。新規就農者、県が戦略という見出しで、新規就農者の確保と育成に向けての初の戦略を策定したということで、目標や戦略のポイントが掲載されておりました。

戦略のポイントとして、新規就農者の確保の部分では就農支援センターの相談体制充実、就農相談会や見学ツアーの開催、学生への農業の魅力発信、また、育成の部分に関しましては、初期投資や資金支援、研修体制の充実、農地確保や経営継承支援、そして、定着の部分に関しましては経営相談、専門家派遣による経営発展支援、地域農業者とのつながりづくりということで、幾つもの戦略のポイントが上げられておりました。

県の取組として確保、育成、定着に向けての戦略ポイントが策定されて、新規就農者が農業に定着することに期待をしたいというふうに思うんですけれども、我が西郷村としてはどのような戦略で、新規就農者の定着を促進をさせていくのか伺ってきたいというふうに思います。

まず、現在の西郷村の新規就農者の確保、育成、定着に関しての取組を伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 産業建設部長。

○産業建設部長（相川 晃君） お答えいたします。

新規就農者の確保、育成、定着に対するお尋ねでした。

当村では、多くの新規就農者が親元就農となっております。就農に当たっての相談から青年等就農計画策定支援をはじめ、村の計画認定を受けての各種補助金、制度資金等の活用、就農状況報告に伴う村・県・JA等職員で構成されたサポートチームによる巡回指導を行っております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） そういったサポートチームを使って新規就農者の確保、育成、定着に取り組んでいるということで、現在、そのようなことで行っていることで理解をいたしました。

今後、県との連携でこの戦略を進めていくというふうに思われるんですけれども、これは村として重点的に取り組んでいくようなポイントがあれば伺ってきたいというふうに思います。

○議長（真船正晃君） 産業建設部長。

○産業建設部長（相川 晃君） お答えいたします。

村として重点的に取り組んでいくポイントについてのお尋ねでした。

村としましては、特に新規機械の導入と初期投資軽減を図るための県や関係機関と連携した積極的な補助金等活用をはじめ、県就農コーディネーター等と就農相談の充実を引き続き図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 4 番鈴木昭司君。

○4 番（鈴木昭司君） 補助金の活用などを行っていくということで、何か西郷村として色がなかなか出ていないんですよね。例えば西郷村ですと、酪農家もございますし、今まで私もそうでしたけれども、W C S とか飼料作物を作って、酪農家との関係性を保ってきたりとか、そういった部分を勉強しながら、稲作農家も様々な農家の人とつながりづくりというのをしてきて、私も随分、酪農家の人たちと顔見知りになった部分もありますし、また、農家の仲間も増えてきた部分とか、あとは技術の向上ですか、そういった部分も何かすごく得られたような気がしました。

そういった部分を西郷村独自の色を出して、新規就農者の人たちには農業に従事していただきたいなというふうに思うんですけども、県の言うがままというか、県がこうしているから、村としてもこうしましょうみたいな雰囲気、ただ乗っかってやっているだけの感じになってしまうと、どうしても新規就農者の人というのは定着しても、何か自分の色が出せないまま、西郷村で色が出せないままに本当にただ新規就農しましたというだけになっちゃうと思うんですよね。

やはり村の農業、産業を守っていくのには西郷村としてのそういう色を出していく、ポイントとして出していくというふうなことが非常に重要になってくるのかなと私自身は思っております。村として、新規就農者に対しての今年度の目標などがあれば伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 産業建設部長。

○産業建設部長（相川 晃君） お答えいたします。

新規就農者に対する今年度の目標に関してのお尋ねでした。

今年度、青年等就農計画を認定し、営農を始める者は3名おりまして、新規就農者確保事業による新規就農者確保緊急円滑化対策補助金、世代交代円滑化タイプを活用して、機械導入と初期投資に係る費用への支援を行ってまいります。

また、サポートチームによる巡回指導などで、それらの課題や要望を聞き取り、営農相談などを通して新規就農者一人一人に対して、きめ細かく対応してまいります。

以上です。

○議長（真船正晃君） 4 番鈴木昭司君。

○4 番（鈴木昭司君） 新規就農者に対してそういったきめ細かい対応をしていくということで理解をいたしました。

私、これから先のことは通告していないことなので発言だけにしておきますけれども、この新規就農者、一生懸命頑張っているというのも分かるんですけども、新規就農にかからなかった50代後半、また、60代の方々、そういう方々もこの制度ができる前に就農して、私なんかもそうなんですけれども、そういった方々もたくさんいるんですね。そういった方々は今の新規就農者の方々のような手厚い補助は一切受けておりません。何のサポートもなかったんです。

けれども、今、こうして農業を続けていられるような環境があるというのは、やっぱり仲間づくりがあったりとか村のサポートがあったからだとは思うんですけど

も、新規就農者だけじゃなくて、そういった方々に対しても何らかの手厚い補助というのを新規就農者に負けないぐらいに村としては応援していただきたいなというふう
に提言というか、提案というか、発言だけさせていただいて、次の質問に入っていきたい
と思います。

次が熊対策についてということで、この熊対策、毎日のようにテレビ報道されてお
ります。福島もそうですし、お隣栃木県でも、昨日も宇都宮に出たということで朝か
らテレビですっと報道していますけれども、熊が今年も多数出沒するという事で予
想されるんですけども、村としての対策について伺っていききたいと思います。

今年も全国的に熊の出沒件数や目撃情報が多く、村民にとって不安な日々が続いて
おり、村としてより一層の警戒、また、対策が必要だというふうに思います。村内に
は少年自然の家やこども運動広場、また、2か所のゴルフ場やキャンプ場、遊歩道な
ど、自然豊かなアウトドアフィールドがあり、夏が近づくにつれて合宿やレジャーで
県内外からの人口流入が予想されます。

村では、5月19日の@ i n f o C a n a lで熊対策の実施についてということで、
先日行われた女子プロゴルフ大会に向けて、熊対策を行う内容の情報提供をしました
が、この熊対策、実際、どのような熊対策を行ったのか伺っていききたいと思います。

○議長（真船正晃君） 産業建設部長。

○産業建設部長（相川 晃君） お答えいたします。

女子プロゴルフ大会での熊対策に対するお尋ねでした。

先日、西郷村で開催されました女子プロゴルフ大会、リゾートトラストレディスに
おきましては村が後援する大会であり、また、大会主催者より、全国から多数の来客
が予想されるが、ゴルフ場として熊対策についてあまり知識がなく、対応策を村に指
導いただきたいということで相談があったことから、開催会場であるグランディ那須
白河と熊対策について事前に打合せを実施いたしました。

その打合せにおいては、ゴルフ場の営業実態に合わせた熊対策の実施について協議
を行い、鳥獣用煙火、花火ですが、による熊よけの実施、熊わなの設置、鳥獣用監視
カメラの設置について検討をいたしました。

鳥獣用煙火による熊よけについては、グランディ那須白河のグランドスタッフにお
いて、鳥獣用煙火を使用した熊よけ対策を実施しました。この鳥獣用煙火は通常の花
火よりも火薬量や音が大きく、製造元の講習を受けた後でないと使用することができ
ないものとなっております。

そのため、村において鳥獣用煙火の講習会をグランディ那須白河のグランドスタッ
フ向けに実施し、主催者自らが施設の営業実態に合わせた煙火の使用による熊よけ対
策を実施しました。なお、煙火の使用場所については、グランディ那須白河那須コー
ス内と鶴生字長久保地内に開設した来客用駐車場において実施をしております。

次に、熊わなの設置につきましては、西郷村有害鳥獣捕獲隊へ依頼し、ゴルフ場か
ら比較的近い場所に位置する山林3か所に熊用のわなを設置いたしました。

次に、鳥獣用監視カメラにつきましては、ゴルフ場敷地の山林内に村で動体検知カ

メラを設置し、熊対策期間中にゴルフ場敷地内への熊の侵入について監視を行いました。なお、期間中において当該カメラにて熊を確認することはございませんでした。
以上です。

○議長（真船正晃君） 4 番鈴木昭司君。

○4 番（鈴木昭司君） 鳥獣用煙火ということで、対策として、私もどのようなことをやったのか分からなかったものですから、今、確認させていただいたんですけれども、私もゴルフ好きなので、今回見にいきましたけれども、安心して観戦することができて、非常にいい対応だったなというふうに思っておりますけれども、このような対応なんですけれども、今後、村で開催されるようなそういった様々なイベントだったりとかスポーツフェスとか何かいろいろ大会とかあると思うんですね、これから暖かくなってくると。そういったときに、同様の熊対策というのも行っていくのか伺ってきたいと思います。

○議長（真船正晃君） 産業建設部長。

○産業建設部長（相川 晃君） お答えいたします。

今後のイベントや大会等での熊対策についてのお尋ねでした。

村では、各イベント等の主催者から熊対策について相談があった場合には、熊対策の助言や協力についての協議、可能な範囲での協力はいたしますが、熊対策の具体的な実施については、あくまでもイベント主催者において実施していただくものと考えております。

なお、熊の動向を予測し、出沒を抑止することは非常に難しいものであるため、熊対策についてはそのときだけ実施するのではなく、日頃から熊が人の生活圏内で生活しないようにすることが大変重要な対策であると考えております。

具体的な熊の出沒対策としましては、空き地や河川などのやぶの刈り払いを行い、熊と人との間に緩衝地帯を設けることや、不要な柿の木や栗の木などの除去が有効な対策となります。そして、熊対策においては、熊に対して餌を与えないことが最も重要な対策であるため、生ごみや畑の残渣など、熊を誘引し、餌となるものを放置しないよう啓発することも重要であると考えております。

しかしながら、村内一円にそれらの対策を実施するためには地域だけでなく、村内全域の皆様のご理解と協力が必要となってくると思われます。そのため、村では村民の皆様の熊対策意識の向上を目指し、村広報紙の7月号において、熊対策の特集記事の掲載を予定しているところでございます。

また、村といたしましても引き続き、国や県の交付金などを活用しながら熊対策の実施について検討していくとともに、調査研究に努めてまいります。

以上です。

○議長（真船正晃君） 4 番鈴木昭司君。

○4 番（鈴木昭司君） 村でも広報紙等で、今後、村民に対しての意識向上を狙っていくということで、大変いいことだなというふうに思っております。

また、この熊対策の実施、私もインターネットとかで見ますと、なかなか生態が難

しいということで、調査や研究というのが相当必要になってくるというふうなことも書いてあるページもございました。大変難しいことだとは思いますが、この熊対策ですが、例えばこども運動広場とかきびたきの森トレーニングコースといった場所の利用者、山の中なんですけれども、そういったところの利用者に対しては、何か対策というのを講じているのか伺っていきたいと思います。

○議長（真船正晃君） 産業建設部長。

○産業建設部長（相川 晃君） お答えいたします。

こども運動広場やきびたきの森トレーニングコースなどの施設利用者に対する熊対策についてのお尋ねでした。

村では、こども運動広場及びきびたきの森トレーニングコースを利用される方に対して、社会体育施設の窓口である村民体育館窓口にて、施設の鍵を貸出しする際に熊追い払い用の花火として爆竹を利用者に対し配付し、熊対策を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 熊対策は行っているということで、それが有効かどうかというのは、これも本当に非常に難しいところでなかなか大変な部分があると思うんですけれども、何か最近、日本国内でも熊対策によるいろんなグッズが販売されているみたいで、先月ぐらいもたしか東京ビッグサイトかどこかでそういったフェアみたいなのが開催されていたらしいんですね。

そういった部分もありますので、様々な対策を考えられると思うんですけれども、終わりがいいことだと思いますので、さらなる熊対策についての様々なことを考えていただいて、できれば実施していただくというような方向で頑張っていただきたいと思います。

次の質問なんですけど、お隣栃木県では、佐野市や那須町で、最近テレビとかで耳にする緊急銃猟ということを想定して訓練を行って、万が一に備えているということなんですけれども、この西郷村では緊急銃猟を想定した訓練を行っているのか伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 産業建設部長。

○産業建設部長（相川 晃君） お答えいたします。

緊急銃猟を想定した訓練に対するお尋ねでございました。

昨年9月に緊急銃猟制度が施行されて以降、村では9月中に対策マニュアルや災害対応に準じた対応編成表を作成しております。また、訓練につきましては、昨年11月に対応職員を対象とした参集訓練を実施し、現場までのおおよその時間計測などの訓練を行ったところでございます。

なお、今年度につきましては、動員する規模をさらに拡大した訓練実施を予定しているところでございます。併せまして、実際に銃で熊の捕獲を担う捕獲者については、昨年度は訓練用装弾の支給や合同射撃訓練を実施しており、今年度についても同

様の助成並びに訓練実施を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 4 番鈴木昭司君。

○4 番（鈴木昭司君） 西郷村でも訓練を実施をして、また、今年度も予定しているということで安心してるところでございます。

ただ、緊急銃猟はやはり実際に建物の中とかで銃を撃つというふうなことになるので、なかなかそういった訓練は大変だと思うんですね。これは私からの提案というか、一つ、西郷村にちゃぼランドとかキョロロン村といったエリアがございます。今はもう何にも使われていない状況でございますよね。

例えば大規模な訓練なんかをするのであれば、近隣市町村とか隣県的那須町さんとかも交えた上で、ああいった施設等を利活用して、逆にそういう場所で緊急銃猟の対策なんか、訓練なんかを行ったりするというのもあそこの利活用方法の1つになってくるのかなというふうに思います。

ただ、何げなくあの施設を手をつけなくて置いておくんじゃなくて、そういった利活用方法も一つあるのかなというふうに思いますので、その辺もひとつ考えていただければなというふうに思います。

次の質問なんですけれども、熊などの野生生物に襲撃されて、例えばけがなどをした場合、治療に要する費用や就労できない期間などの補償というのはどうなっていくのか、そういった部分を答えられる範囲でお願いしたいと思います。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

熊などの野生生物に襲撃され、けがなどをした場合に治療に要する費用、また就労できない期間の補償というご質問でございますけれども、まず、熊など野生生物に襲撃されたという状況につきましては、不慮の事故となりますので、けがの治療につきましては医療保険を適用するという形となります。

また、就労できない期間の補償ということでございますけれども、健康保険の場合ですと傷病手当、また、休業補償などがございます。また、多くの方が民間の一般の生命保険に加入されていると思われますけれども、その場合、不慮の事故に該当するということで、後遺障害や死亡保険、就業の不能保険等に該当する場合もございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 4 番鈴木昭司君。

○4 番（鈴木昭司君） これは国民健康保険なども対応になっているのか伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

勤務先での健康保険に加入されている方につきましては、健康保険での傷病手当、休業補償というのがございますが、国民健康保険に加入されている自営業者、また個人事業主、フリーランス等が加入する国民健康保険につきましては、原則的に傷病手

当はございません。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 4 番鈴木昭司君。

○4 番（鈴木昭司君） これは職種の人によって様々変わってくるんですね。なかなか私たちのような自営業者、農業の方、外で働く機会がやはりどうしても増えてくるので、もしかしたら山に近い部分では、熊に接する機会が増えてくるのかもしれない。

ただ、先日、福島市なんかでも市街地というか、会社のところで襲撃されて襲われたということもございますし、昨日なんかも宇都宮の街の中に出ておりますので、仕事に行く最中だったりとかそういうところであれば、例えば労災になったりとかいろんな、その場所とか場面によって手当される部分が変わってくるのかなというふうに思うんですけれども、自営業者、農業者とかが熊に襲撃されて、仕事ができなくなってしまったよといった場合に、今年の4月から始まった個人事業主休業支援事業を該当させるべきではないかなというふうに考えるところでございますが、伺っていきたいと思います。

○議長（真船正晃君） 産業建設部長。

○産業建設部長（相川 晃君） お答えいたします。

自営業者の方や農業者の方が熊に襲撃され、仕事などができなくなってしまった場合、個人事業主休業時支援補助金に該当させるべきではないかとのお尋ねでした。

西郷村個人事業主休業時支援補助金交付要綱の第3条、補助金の交付要件におきまして、個人事業主またはその専従者の傷病により連続して4日以上、事業活動または店舗の休業を余儀なくされた場合としております。

なお、要綱第2条の用語の意義として、第3号において傷病とは入院を要する傷病としておりますので、今回おただしの熊に襲撃され、休業かつ4日以上の入院が余儀なくされた場合においては該当するものとなります。

以上です。

○議長（真船正晃君） 4 番鈴木昭司君。

○4 番（鈴木昭司君） 了解いたしました。

熊に襲われて長期の治療を終えた後でもやっぱりすごい恐怖心が体に残ると思うんですね。大人も子どもも一緒だと思います。強烈な恐怖経験から精神的なトラウマ、PTSD、外傷後ストレス障害を引き起こす可能性がありますし、専門的な治療が必要になってくるときももしかしたらあるかもしれません。

このような外的な治療プラス精神的な後遺症が残ってしまった場合、長期の治療期間を要しますので、就業不能状態が免責期間を超えることが十分に考えられます。村として対応を早急に検討し、そういった場面も想定して実施すべきと強く要望いたしまして、この質問は終わりにしたいと思います。

次の質問に入っていきたいと思います。

新庁舎についてということで、新庁舎での防災訓練や避難訓練について伺いますということで一般質問のほうをさせていただきます。

4月20日の開庁日から間もなく2か月が経過しようとしております。旧庁舎と違い、新庁舎には常に170人もの職員が勤務しており、様々な行政サービスを行っております。職員以外の来庁者も合わせると約200人以上ということで、大変多い人がこの庁舎内にいると思われます。

職員の方は新しい職場や庁舎内の動線に慣れてくる頃なんじゃないかなというふうに感じると思いますが、万が一の火災や災害時にパニックにならないためにも、定期的な防災訓練や避難訓練が必要だなというふうに感じております。

新庁舎は、災害時には指示系統の最重要拠点となる場所だと思います。どのような災害時にも冷静に対応できる体制づくりが村民の安心にもつながり、的確な対応が取れると思いますが、今後、新庁舎での防災訓練や避難訓練の実施の考えがあるのか伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 鈴木昭司議員のご質問にお答えいたします。

今ほどお話がありましたように、開庁して間もなく2か月になろうとしております。そんな中で先日の台風6号、そして今日はフィリピンでの地震ということで、津波情報が出されました。このようにいつ災害が起きてもおかしくない状況にあります。

そんな中で、議員ご指摘のとおり、災害時に職員が冷静かつ的確に行動するためには、平時からの訓練が不可欠であります。新庁舎は災害対策の拠点として極めて重要な施設であり、その備えを万全にすることが住民の皆様の安心につながると認識しております。

現在、担当課において具体的な訓練計画を作成しており、準備が整い次第、来庁者の方々にもご理解をいただいた上で、早急を実施する予定であります。今回の訓練では、単なる避難手順の確認のみならず、災害対策本部機能の立ち上げや部署間の連携並びに防災設備の実効性を確認する総合的な訓練として実施したいと考えております。なお、訓練実施の際には議員の皆様にもぜひご参加いただきたいと思いますと考えております。

また、災害は真夏や真冬といった過酷な環境下で発生することも想定されます。いかなる状況であっても円滑な避難行動や災害対応が図れるよう、今年度整備する防災公園と一体となった訓練や適切な資機材の順次整備などを通じ、あらゆる環境に対応可能な体制づくりを努めてまいり所存であります。

今後につきましては、防災訓練を通し、新庁舎というハード面の充実に加え、職員の柔軟な対応力、迅速力というソフト面の強化にも努め、安心・安全な村づくりに向けた強固な体制を構築してまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 早急にこの訓練を実施する予定ですよということで、私も議員2期目ですけども、旧庁舎のときもこういった訓練をやったことなかったですし、この新しい庁舎になってから、必ずこれはやったほうがいいなと私は常々思っております。

それはなぜかという、やはりこれだけの職員が一堂に動くとなると、相当いろん

なパニック状態になったときに、本当はできたようなことが全くできなかったということが想定されます。

逃げる場所もどこに逃げていいか分からない、大変すばらしい機材がいろんなところにそろっていても、それを活用することもできないというふうなことになるれば、本当にただの宝の持ち腐れになってしまうんですね。

そういったことのないようにやはりいい機材、新しい機材が全てそろっているわけですから、それを万が一のときにフル活用できるようにこういった訓練というのは必要不可欠のものになってくると思いますので、ぜひ、今、村長が答弁されたように、今年度整備される防災公園、そういった部分も一体化として考えて、我々も協力をしていくという覚悟がございますので、そういった部分も一緒にこの拠点を守っていくんだという形でやっていただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま4番鈴木昭司君の一般質問の途中でありますが、ここで2時20分まで休憩いたします。

（午後1時59分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

4番鈴木昭司君の一般質問を許します。4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 次の質問に入っていきます。

N i C oまる広場の利活用について伺いますということで、このN i C oまる広場なんですけれども、誰もが気軽に来られるような憩いの場所になるのが理想的だなというふうに思いますけれども、利活用の1つとして私なりに提案をさせていただきたいなと思います。

災害時はもちろんなんですけれども、平時のときに人が集える場所になれば、村の魅力発信の新たな位置づけになると思ひ、提案をさせていただきます。

まず1つ目としましては、小・中学生の合唱、また、吹奏楽のコンサートなどの発表会ができるような場所になればいいのかなんていうふうに思っております。2つ目といたしましては、様々な各種イベントを開催できるような場所になってくれるということです。

いずれにしても、まずは村民ファーストということで、利活用をできる場所ではないならないなというふうに感じております。このコンサートであったり発表会であったり、イベントなどを行うというふうになると、まず、やったことはまだ1回もないので、様々な課題、問題というのが出てくるのかもしれない。

しかしながら、村の新たな魅力を発信できる場所になっていただきたいなというふうに思いますので、今回、こういった提案というふうな形で一般質問でさせていただ

くんですけれども、村としての見解を伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） N i C o まる広場の利用ということでお答えいたします。

N i C o まる広場は庁舎棟、議会棟、保健福祉センター棟、会議室等の中央の位置し、誰もが訪れやすいユニバーサルデザインを採用した村の新たな憩いの場として整備いたしました。

この広場は日常の交流の場としてはもちろんのこと、健診時の待合場所や小・中学生による今ほどお話がありましたコンサートあるいは各種イベント等にも幅広く利用いただけるポテンシャルを有しております。また、大型スクリーンも設置しており、パブリックビューイング等の多目的な活用も可能でございます。

今後は議員から賜りましたご提案を踏まえ、村民の皆様にとって親しみやすい場所であるとともに、村の魅力やにぎわいを創出する情報発信拠点として積極的に活用していく所存であります。

今後とも村民の方々が主役となり、多様な活動を通じて村の活力を高めていけるよう、広場の利活用促進に向けた情報提供や環境整備に努めていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 4 番鈴木昭司君。

○4 番（鈴木昭司君） 様々なイベント等も幅広く使えるポテンシャルがあるということで、まだそういうイベントをやったことないんですけれども、ぜひそういった小・中学生に向けた発表の場であったりとか、いろいろ利活用の方法を考えていただいて、有意義な活用方法をしていただきたいなというふうにお願いをいたしまして、最後の質問に入っていきたいと思います。

新庁舎での議会棟の利活用についてということで、最後の質問になりました。

新庁舎の開庁に伴い、議会議場も新しくなり、私自身も身の引き締まる思いでございます。近年、県内の多くの自治体では学校教育の一環として、子ども議会を開催し、実際に村長や教育長に地域や学校での課題や問題点を代表者が一般質問を行って、子どもたち目線での質問や提言をすることで、実際にその提言されたことが村政であったり、市政、町政で反映されるようなこともあるそうです。

子どもたちが議会の雰囲気や緊張感を感じることで、将来、議員の担い手不足の解消にも役立つような大変意義のある取組だというふうに私自身、感じておりますけれども、村長と教育長、お二人の考え方を伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 4 番鈴木昭司議員の一般質問にお答えいたします。

まずはじめに、新庁舎での議場の利活用について、子どもたちのために教育委員会にお声をかけていただきましたこと、心より感謝申し上げます。子どもたちが学校生活や身近な課題について考え、村長や教育長と直接対話を行うというご提案をいただき、大変ありがたく感じております。

子どもたちが社会科や総合的な学習の成果を発表し、自分たちの意見がどのように

反映されていくのかを学ぶことは、極めて教育的効果が高いものと認識しております。子どもたちにとって最も有意義な学びとなるよう、教育委員会や校長会等で検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） ただいま教育長が答弁しましたが、私としても考え方は一緒であります。西郷村の新庁舎や議場において、子どもたちが自らの言葉で学校の課題や未来について語り合う子ども議会を開催するというご提案は、教育の観点からも非常に意義深く、大変すばらしい視点であると受け止めております。さらに、子どもたちの視点は大人では気づかない発想や地域への純真な思い、未来があります。その声は今後の村づくりにとって貴重なものとなると思っております。

新庁舎の議場を広く村民の皆様にも開かれた場として活用していくことは、行政にとっても重要であります。子どもたちが議会という場所に触れることは貴重な機会となると思います。ぜひ実現できるよう前向きに考えていきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 村長と教育長より前向きなお言葉をいただいたということで、これはなかなか実現するには、提案したからすぐというわけにはいかないというふうには私自身も思っております。

ですけれども、実際やっている自治体、近くの自治体がありますので、ぜひ西郷村、この新庁舎になって、子ども議会をやっていただきたいなというふうに思いますので、大変取組が難しいかもしれませんが、実現に向けて頑張っていただきたいなというふうに思います。

これで私の一般質問は終わります。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君の一般質問は終わりました。

次に、通告第3、14番大石雪雄君の一般質問を許します。14番大石雪雄君。

◇ 1 4 番 大石雪雄君

1. 新庁舎について
2. ごみの選別について
3. 行政回覧板について

○ 1 4 番（大石雪雄君） 通告順に従いまして、一般質問を始めたいと思います。

村民の皆様に夢と希望を与えられるような質問をしたいんですが、最近は人的被害、殺人や水害、地震と、もう地球も大変怒っているのではないかなと、そのように思う時代なので、あえてその辺をかけ離れて質問をしたいと思います。

とにかく庁舎、村長、出来上がっておめでとうございます。今年まで延びたら、きっと世界情勢が悪くて、まだまだ予算もかかって大変な折かなと思いますが、本当によかったなと私も思っております。

前置きはさておいて、私の質問に入っていくんですが、前置きのように防災拠点の庁舎だと長くから申されておりますが、どの辺が防災拠点の庁舎なのか教えていただきたいなと、そのように思います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 1 4 番大石議員のご質問にお答えいたします。

本当に新庁舎ができてうれしく思っております。時期が遅れるとまたさらに大変な工事だったと思います。そんな中で無事完成したこと、本当にうれしく思っております。

新庁舎については交流、にぎわい、防災の3つのコンセプトで建設をしたところがあります。その防災拠点としての新庁舎の主な防災対策及び機能でございますが、まず、新庁舎の耐震安全性能といたしまして、構造体については最上位のⅠ類とし、大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標に設計し、人命の安全確保に加えて、十分な機能確保が図られております。

また、天井や外装材等の非構造部材についても地震等の災害後に大きな補修をすることなく、必要な機能が確保できるよう最上位のA類を採用し、設計しております。これらにより高い耐震性能を確保した建物とした上で、災害対策本部機能として国や県、他市町村、地域の消防団と速やかに連携を図るための福島県総合情報通信ネットワークシステム等の情報通信機器が庁舎2階の災害対策本部室に整備されております。

さらには、3日間のライフラインの代替機能を保持するため、太陽光発電設備や非常用発電機、貯水槽、庁舎敷地内には防災備蓄倉庫を整備し、非常用の食料品や飲料水等、その他簡易トイレ、毛布等を確保し、災害時の対応に備えております。

さらに、今年度中に整備予定の防災公園においては、災害時にテントを張るスペースやかまどベンチでの炊き出し、仮設トイレとしてマンホールトイレを設置するなど、大会議室との一体的な利用により、一時避難場所としての活用も考えております。

以上のことから、村民の安心・安全な暮らしを支える拠点として、耐震性の高いこの庁舎で、災害時には拠点エリア全体で連携しながら災害対策本部としての機能を有し、業務継続に努めてまいります。

また、自然災害に備えてハード面での防災拠点の整備から、ソフト面での施策の充実を図り、減災に努め、引き続き消防団をはじめ、地元事業者、国・県の協力を得ながら、防災対策、さらには災害に強い村づくりに取り組んでまいります。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君の再質問を許します。14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 再度質問をさせていただきます。

防災拠点の建物ということは、大地震にも倒壊しないで、そして2階以上に司令塔があることが一番大事だと書かれている節もあります。その司令塔なんですが、どの辺の場所にあるのか、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

防災対策室でありますけれども、2階の村長室、その次に副村長室がありまして、トイレの脇に防災対策室を設けております。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 私は村長に案内していただいております。知らない方も大勢いると思うので、わざと質問したわけなんですけど、丁寧な答弁をありがとうございます。防災指令室が大変立派な指令室であって、この後に出る質問にもありますけれども、十分な活用をこれからは検討していくべきなのかなと、そのように思います。

それで、企業は「報連相」ということで、「報」は報告をして「連」は連絡をして「相」は相談をするという1つの報連相の文言のとおり、会社が進んでいる。もちろん庁舎もそのように来ていると思いますが、せっかくの司令塔が立派なものできておりますから、いろいろと災害時には報連相を活用していただいて、よりよい司令塔になるようお願いして、1つの質問を終わりたいと思います。

2つ目の質問なんですけど、突っ込んだ話になるんですけど、地震、大雨、Jアラートへの対応について伺います。

まず、地震ですけれども、この庁舎が完成して間近に地震がありました。職員の方々は相当怖い思いをしたようであります。そんな中で、平成23年3月11日にすごい体験をしている村でもあります。それで、地震に対する対策は、先ほど村長が答弁したようにもろもろ対策を練っているようでありますけれども、地震で庁舎に避難できる庁舎となっているのかお伺いしたいと思います。避難する場所はあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

4月20日、移動したときに地震がありましたね。本当に強い地震で災害に至らずよかったなと思います。本当にいつ地震が起きるか分かりません。

庁舎内に避難ということではありますが、庁舎内においてはN i C oまる広場が大変有効かなと思っております。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） せっかくこれだけの庁舎ができて、どこかしら住民の方が避難

できる場所もあってもいいのかなと、そのようにも思っております。

私の記憶違いだと大変問題が出るか分かりませんが、確かな記憶でないんですが、須賀川市に庁舎を視察に行ってきた節があります。須賀川市は3階に避難場所があったと思うんですね、市自体に。それもじゅうたん敷いてテレビ1個しかないような場所でありましたけれども、避難場所があった。もちろん地震のときに大変な経験をした市ですから、そういうのもあるのかなと思います。

それも何とか広場が防衛省の予算でまだできるという観点で進んでいるようでありますけれども、村長、何をつくるのにも今は慎重にいったほうがいいですよ、本当に。物が入ってこない、費用は高いわ、そういうときに、こうつくったらいいんじゃないかとはなかなか言えないような状態で今、あるから、世間を見ながら段階に入っていたほうがいいかと、そのように思っております。

次は大雨についてなんですが、大雨は平成10年の8.27で大変な大雨でした。私は当時、委員会の研修で四国に行っていて、それも大雨で出た木ですか、流された木を処分する施設を見に行っていたんです。夜になったら電話が来て、これは大変だといって引き返してきたんですけれども、家族は避難していました。それも集会所に避難していました。私はその後、何日か避難生活したんですが、大変部落の人にもお世話になってありがたく思っております。

ですから、集会所に対しては、次に出てくるJアラートもしかりなんですが、とにかく上新田の集会所は立派なものですけれども、投票所がないところの集会所にはエアコンを入れないんだなという、何か変な答弁を聞いたような気もするんですが、やっぱり拠点である役場がしっかりできた以上は、地域にも、その拠点になる小さなものでもしっかりしたものをつくっていかなきゃならないんじゃないかなと、そのようにも思います。

私、久々に議員で100周年のときにいただいた分厚い冊子があるんですが、再度見直したんですね。西郷村は米村と6村で始めて西郷村になって、職員数は8名か10名くらいなんですね。そういうふうな西郷村の誕生であって、今やもう県でも1番目に人口が増えているような村である以上、集会所だけは、村の拠点である役場ができたんですから、今度は避難所となる集会所をもう一度検討して、見直していく必要があると思うんですが、村長、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

10年の8.27災害、私、当時建設課におりましたので記憶が本当にはっきりしております。そんな中で、最終的にはエアコンのことかと思うんですけれども、まず、その前に村内の災害時における避難所といたしましては、指定緊急避難所20か所、指定避難所50か所、福祉避難所17か所の延べ79か所あります。

指定緊急避難所は小・中学校、コミュニティーセンター、幼稚園、保育園、グラウンド、公園などがあります。指定避難所は指定緊急避難所に加え、各地区の公民館、集会所となっております。福祉避難所は村内の社会福祉施設や那須甲子少年自然の家

となっております。

議員おただしの避難所のエアコン設置についてですが、各地区の集会施設のうち自主避難所となる施設につきましては、エアコンの設置はされております。これは米、上羽太、追原、下折口原、上野原となっております。しかし、各地区の集会施設全てにエアコンが設置はされておきませんので、各地区の集会施設等のエアコン設置につきましては、今後、計画的に進めていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 村長、今年はエアコンが特別に安いみたいです。来年から変わるということで、さらに検討してみてください。

それと、8.27のとき、自分の経験からいうと、田んぼからの水で道路が渡れないくらいなんですね。そうすると車が流されそうになるんだね。ですから、村も大雨に、ないほうがいいんですけども、最近はテレビ上でも線状降水帯ということで何度も流れていますので、ジープというか、四輪駆動の車も防災的なもので1台くらいは備えておいてもいいのかなと思うので、それも参考までにお話しておきたいと思います。

あと、Jアラートなんですけど、村長、どこへ逃げればいいですか。私から言っているんです。これはどこの町村の長も答えられません。もう本当に、都会だったら地下鉄に潜るとか何とかあるでしょうけれども、だってJアラートが鳴ったら何秒間で到達しちゃうということですから、これは総理に平和な日本を願うしかないです。本当にそれしかないと思います。

ですから、この点は村長に何だのかんだの言っただけ始まらない話ですから、けれども、これからは大事な話だと思います。庁舎の下にシェルターをつくってはどうかなんて生意気なことを私、言ったことありますけれども、本当にシェルターが必要な時代に来ているかもしれません。

そんなところで、第1質問である新庁舎については質問を終わりたいと思います。次の質問なんですけれども、ごみの選別についてです。

ごみの選別についてなんですけど、AIを活用してごみの選別をしたらどうかという、私本人がスマホを持っていないんですから、どういうふうにスマホを利用して選別したらいいか分からないんですが、私、工作中、ラジオを聞いていたんですね。そしたら、名前を忘れちゃったんですが、NHK報道で、ごみをAIによって選別しているという報道が流れたんですね。まあ、すごいなと。

これはどんなごみで出したらいいかなというときに、写真を撮って出すんでしょうけれども、検討するんでしょうけれども、出し方が分かりやすいみたいな、そのようにラジオを聞きながら判断しました。

西郷村は外人の方も大変多くいらっしゃるんですけど、外人がごみの選別ができないということを言うつもりはないんですが、しかも私の知っている会社の外人はスマホの扱いだけは立派ですよ。パチンコ屋で出た球の枚数をスマートフォンに撮ってきて見せてくれたり、ですから、誰でも使えるスマートフォンを利用しながらごみの選別を

正確なものにして、行政をごみで困らせるようなことがないようにA Iを活用できるような方法はないかということで、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 大石議員のごみの選別についてということでお答えしたいと思います。

現在、本村では村民の皆様に、管轄の白河地方広域市町村圏整備組合が定めたルールに従って、ごみの分別に協力をいただいております。このことは限りある資源の有効活用、処理施設の故障防止、焼却施設の延命、処理コストの削減等、主な理由であります。分別しなければごみのままですが、分ければ貴重な資源に生まれ変わります。安全で持続可能な環境保護の取組につながることであります。

また、環境省の一般廃棄物処理実態調査で、福島県民1人が2024年度に出した1日当たりのごみの量は953グラムで、都道府県別でワースト1位となったことが分かりました。

ごみが増えれば、焼却の際に二酸化炭素の排出量が多くなり、地球温暖化の原因となること、また、焼却施設、最終処分場の負担も大きくなり、施設の維持や整備時の費用がかさむことも考えられ、ひいては財政を圧迫し、ほかの行政サービスにも影響を及ぼしかねず、一人一人がごみの分別削減に取り組む必要があると考えております。

議員おただしのごみの分別について、A Iを活用してはどうかとの質問であります。自治体によってはスマホでごみの写真を撮影し、質問を入力するとA Iが画像を解析し、正しい分別方法やごみの出し方を教えてくれるA I ごみ分別アプリ、A I ごみナビなどの便利なツールが導入されている事例も多くあります。

福島県においてもごみの減量化や省エネの推進を目的とし、福島県環境アプリの運用を令和3年4月より開始しております。その中で、お住まいの地域のごみ収集日カレンダーを表示したり、ごみ分別辞典からごみの品目をタッチすると、お住まいの自治体のルールに沿った分別情報が検索できる便利なアプリもございます。

ただ、A I ごみ分別アプリは、便利な一方でごみの分別は各自治体によって大きく異なる場合もあります。地域独自のルールに対応し切れない場合やA I ツールはLINEやアプリ等を通じて利用することが多いため、スマートフォンを持たない方、高齢者やデジタル機器に慣れていない方にはハードルが高い場合もございます。また、画像を読み取り、ごみの分別を行う機能もありますが、写真だけでA I が正確に判別できない場合等、幾つかデメリットのあることも事実であります。

本村としましても、A I 等を活用し、ごみの分別の推進を図りたいと考えております。現在、白河地方広域市町村圏整備組合を中心とした1市1町3村で事務を進めている状況であることから、広域圏とも連携を取り、A I を活用したアプリの導入等を検討していきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 村長の答弁は私は理解しております。1市1町3村で運営されている一部事務組合を除いては、幾ら西郷村でもやっていくことはできないと私も自

負しております。

ですから、何においても、先ほど村長が言った広場か何か分からないけれども、つくると言っただけでメリットとデメリットは必ず出てくると思います。だからメリットを多くして、デメリットが少なければやってよかったなというふうになるんですが、何せ一部事務組合を除いて西郷村だけが行動するのも、これは大変失礼なことであって、ですから、まずは一部事務組合と相談していただいて、町村会に提言してもらうという形が取れば、一番いいのかな。

だから職員の方にぜひとも、できなきゃできないでいいですよ、別に。カレンダーもやっているんです。一部事務組合も出しているんです。白河市は今年、独自に出しましたよね。ごみに対する分かりやすく出していると思うんですが、そういうことも考えられるということで理解していただいて、ぜひとも働きかけて、駄目なときは駄目だと、できるんだったらやってみたらどうですかということをお願いしたいと思います。

また、職員の方をお願いして不法投棄の資料を出してもらったんですね。すごい1年間の不法投棄なんですよ、出ているものが。やはりシルバーが拾えばいいじゃなくて、不法投棄はどこから、どの人から流れているんだろうというのは理解していく可能性もあると思うんですよ。たまたま上新田でもカルバートのほうで十分、いろんなごみを投げられて、カメラをつけて、なるべく少なくしようということでやっていますが、何せ人とごみは共有ですから、共有している以上はやはり熊でさえも水道の蛇口をひねって水を飲むという時代ですよ。人間が何ができないことあるんだということを強く言って、この質問も終わりたいと思います。村長、一部事務組合のことは何かの折で話題にしてください。

次ですが、行政の回覧板についてですが、回覧板の枚数が多い、そういうことなんですが、村長、回覧板は流さないで別な方法というのはありますか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 回覧板は各戸配布ということで、それはそれで効果があると思います。そのほかに今、お話がありましたようにスマホとかSNSとかいろんな情報発信はあると思いますけれども、回覧板をなくすわけにはいかないかと思いますね。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 再度質問いたします。

回覧板をなくすことは絶対いけないと思うんです。ただ、枚数が多いということなんですよね。枚数が多いと言われて、私は上新田の行政区の顧問をさせていただいて随分長いんですけども、そうすると、いろんな行政に対する話は聞いていたんです。でもこの場で話をするというのは、本当にこれぐらいの話なんですけど、回覧板を回してもらっても見ないんじゃないの。紙の無駄遣いじゃないのと、議会だってしかりでしょう。

私は紙のほうがいいんですが、タブレットを配付してやっているわけですよ。ですから、紙の時代に生まれた私らは紙がいいんです。今の若い人はOA機器のほうが

いいんだね。だからそういうところからいくと、だって行政区に入っていて、回覧板を私は断っていますという人がいるんですからね。あとは西郷村に住んで、行政区に入っていない人もたくさんいるんだと思うんです。

ですから、チラシも立派なものをつくった、読んでもらいたいといったって読んでもらえなかったら何にもならない。そういう観点からいくと、細かい話もしたいんですけども、行政区に入って回覧を断っている人は何人いるんですかとか、行政区に入っていない人は何人ですか、それでもごみは捨てられるんですかまで聞きたいんですが、村長、これの答弁はいいですから、検討して、できるだけ別な方法も考えていければいいなど。

村長、私、思うんです。広報課をつくらなきゃならない。ネットに出せるものはネットに出していく、会社の人も見えていますよ。大石さん、今度質問するんだねなんてもうネットで見えているんですよ。50代の女性の方なんですけど、かなり見ている人はいるんです。だから答弁は要りませんから検討に力を入れてみてください。

以上で終わります。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君の一般質問は終わりました。

次に、通告第4、13番上田秀人君の一般質問を許します。13番上田秀人君。

◇ 13 番 上田秀人君

1. 子ども・子育て支援金制度について
2. 個人情報保護法と国家情報会議設置法について
3. 温泉掘削事業について

○ 13 番（上田秀人君） 通告に従いまして一般質問を行います。

まず、第1点目といたしまして、子ども・子育て支援金制度についてということでございますけれども、これは前回、第1回定例会の中でも取上げをしておりました。ただ、そのとき、通告の要旨の部分がかなり不十分だったということで、答弁がなかなかみ合わなかった部分もあったりしましたものですから、今回改めて通告をいたしまして、質問をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

今回、前回の会議録をもう一度、私自身読み直しをしてみました。そこで改めて伺いたいと思いますけれども、出生後休業支援給付について伺いたいということです。

出生後、一定の期間で男女で育休を取得することを促進する。育休給付率を手取りの10割相当とありますよね。この内容について確認を前回も行いましたけれども、答弁では各企業における実施事業となっているので、村では詳しく把握はし切れていないという答弁でしたけれども、その後この制度について村のほうで確認を行ったのかなということをもまず1点確認したいなと思ったんですけれども、出生後休業支援給付についてですけれども、育児休業給付手取りの10割相当とありますが、これについては雇用保険の中で定める支給要件を満たしている場合は、生まれてから180日間に関しては賃金の7割弱、180日を超えると5割程度であるというふうに理解をしております。これらが手取りが10割になるのか、ここをまず確認したいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまの上田秀人議員のご質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援金制度の中の出生後休業支援給付金の内容についてのご質問でございますけれども、子ども・子育て支援金の基礎となる出生後休業支援給付金につきましては、夫婦ともに14日以上の子育て休業を取得した場合に、従来の育児休業給付、これは賃金の67%の給付になりますけれども、こちらに出生後休業支援給付金、こちらが新たに13%の加算というようなことで上乗せとなりまして、最大28日間、賃金額面の80%ということで、賃金の手取り相当額の10割相当の給付を受けるというふうなものとなっております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○ 13 番（上田秀人君） 勤められている方はいわゆる雇用保険に加入されていて、この要件を満たしているのであれば、今、お話のあったように180日間までは67%、先ほど私、7割弱と言いましたけれども、これが10割程度になるということで理解をしたいなと思います。これはこれで勤められている方に関してはいいのかなというふうに理解をします。

そこでさらに伺いたいと思うんですけれども、ここは村の議会のものですから、村

に対して伺いますけれども、自営業者の方や農業者の方たちに対して、この制度にある出生後休業支援給付並びに育児時短給付に関してはどのような対応になるのか伺いたいと思います。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど上田議員おっしゃいましたところで、ちょっと内容が違うところがございますのでご説明させていただきますが、こちらの出生後支援給付金につきましては、手取り100%相当になるのは最大28日間だけとなりまして、それ以後につきましては育児休業給付の賃金の67%相当の給付というふうな形となりますので、その辺、ご理解いただければと思います。

もう一つでございますけれども、育児時短就業給付金でございますが、こちらも併せて給付できる内容となっております。育児のために時短で勤務をする場合、一定要件を満たすと雇用保険から育児時短就業給付金といたしまして、時短勤務におきまして減少する賃金の10%相当が支給され、収入の減少を補うことができるものでございます。期間は最長で子どもが2歳に達する日の前日までとなっております。

また、一定の要件ということでございますが、1つ目といたしましては、2歳未満の子どもを育てるために時短の勤務をしていること、2つ目といたしましては、時短勤務中の賃金がフルタイム時の賃金と比較して90%以下となっていること、3つ目といたしまして、育児休暇より復帰して時短勤務を開始した、または時短の勤務の開始前に2年間、被保険者期間が12か月以上ある場合となります。

なお、時短勤務により減額された賃金と支給される給付金10%の合計がフルタイム勤務時の賃金額を超えてしまう場合などは、超えないように調整されることとなっております。

以上が雇用保険加入者についての支援ということで、この2つがございます。

説明は以上でございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 私の聞き方が悪かったんだと思う。私も同じ資料を持っていて、これを見ている。雇用保険に加入されている方はこういったものが該当するということで十分理解をしているわけで、私、その後、聞きたかったのはいわゆる自営業者の方、農業者の方とか、こういった方というのは多分雇用保険には入っていないと思うんです。こういった方は出生後休業支援給付並びに育児で時短で働いた場合の、この言葉で言えば育児時短就業給付というのはどうなるのか確認したいんです。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おたしのとおりでございますが、この2つの給付制度につきましては、雇用保険の被保険者を対象とするものとなるため、自営業者、またフリーランス、個人事業主の方々につきましては雇用保険に加入していないため、こちらの給付金の対象と

はなってございません。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 自営業者とかフリーランスとか、そういう方は対象にならないと今、答弁いただいたんですけれども、いわゆるまとめていってしまえば、社会保険とか雇用保険に加入されている方と国民健康保険に加入されている方、加入する保険の違いによってなぜ受けられる支援に違いがあるのか、おかしいと思いませんか。伺います。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

雇用保険に加入されている方と自営業者等の方については違いがあるということでございますけれども、実際、自営業、またフリーランス等の個人事業主の皆様につきましては、経済的な給付に相当する支援措置といたしまして、子どもを養育することとなった日から1歳になるまでの期間、国民年金保険料が免除となる国民年金第1号被保険者の育児期間における保険料免除措置の適用を受けることができることとなっております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 年金が免除になるというのも資料を見ていて、なるほどなと思って見たんですけれども、なぜ子ども・子育て支援金を保険料と合わせて取るのかということなんです。おかしいと思いませんか。年金はその期間は免除になるのかもしれない。しかしながら、片方はちゃんと給付も受けられる、片方は年金の免除だけ、これはおかしいと思いませんか。伺います。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

なぜ違うのかということでございますけれども、こちらの子ども・子育て支援金制度を使いまして、雇用保険に加入された方もしくは自営業者等の方につきましては、両者に子ども・子育ての支援が受けられるような制度設計ということで、2つの枠組みで支援がされているところでございます。

また、こちらの税金というんですか、社会保険料を使ってということでございますけれども、それにつきましては既存の徴収制度を利用してというようなことで、政府のほうのQ&A等には載ってございますので、そちらをご参考にいただければと思います。一応、既に徴収する制度ができているということで、このような社会保険料に加えて徴収しているというようなことでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 答弁厳しいよね。聞いているほうもこれは厳しいなと思って聞いている。

繰り返しになりますけれども、今回の子ども・子育て支援金、なぜ国民健康保険料や介護保険料、これは村が行っている保険ですよ。それに合わせて徴収するのか、村が保険者である国民健康保険は医療に関する医療給付を目的としているわけですよ。

ね。これは国民健康保険法でそういうふうになっていますよね。

介護保険については介護サービスの提供に関わるものであって、ある種、この保険料に関してはきちんとした目的を定めた目的税じゃないかと私は理解しています。その考えの下で再度伺いますけれども、なぜ子ども・子育て支援金をこれらの保険料に合わせて徴収するのかというところなんです。

もう一つ突っ込んで言いましょうか。これは日本国憲法に反する考えじゃないかなと私は思っています。特別、ここで日本国憲法の話をしませうけれども、先ほどタブレットを開いて確認しましたがけれども、日本国憲法の第92条、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定めるとなっていますよね。

これは国が地方自治に関与してきているんじゃないですか。かなり関与してきているんじゃないですか。これは地方自治に反する考えではないかと考えますけれども、まずそこを確認したいと思います。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この制度につきましては法律に基づき実施されているものでございまして、先ほど、なぜ保険料の仕組みを使うのかということとございましてけれども、国のQ&Aによりますと、子育て支援のために新しい徴収制度を一から作ることも考えられますが、原則として全ての人が加入する公的医療保険の徴収ルートを活用することで、制度構築のコストを抑えることができます。また、公的医療保険では、例えば40歳から64歳の方の介護保険料は医療保険の徴収ルートを通じて保険料が集められ、介護保険に使われる仕組みがあります。これに医療保険の徴収ルートを活用し、実際に子育て支援金についても徴収するというようなことが国のほうのQ&Aには掲載されているところでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今回、この子ども・子育て支援金制度、何度か読み直してみました。そこから得た自分なりの考えというのは、この制度は本当の意味で少子化対策や子育て支援ではないかと、考えが達したところです。

いわゆる企業などの労働力を確保するために企業支援じゃないかなというふうに私は考えています。もちろん労働者の方の確保というのは大切なことであります。経済の面からいろいろ考えても本当に大切なことだと思います。だからこそ、労働者の方の人としての尊厳を守りながら、働く方が安心してご自身の意思で子どもを産み育てられる、そういった本当の意味での制度であるべきではないかなというふうに考えるわけでございます。

そこで伺いたいと思いますけれども、我が西郷村においては、この子育て支援について他の市町村よりも本当に手厚い支援が実施されているというふうに思います。これらについては高橋村長のたゆまぬ努力とご尽力だなというふうに申し上げておきます。ただ、一言言わせていただければ、高齢者の方に対してももう少しご尽力いた

ければというふうに申し添えておきます。

今、話をずらしましたがけれども、先ほど日本国憲法の話をしましたけれども、日本国憲法の第14条、全ての国民は法の下に平等であって人種、性別、信条、社会的身分または門地により政治的、経済的または社会的関係において差別されないとなっていますよね。これは確認していただきたいと思うんです。間違っていれば訂正しなきゃいけないので。

門地と今言いましたけれども、これは生まれ持った環境ですよ。そういったものによって日本国の国民は差別はされちゃいけないとなっていますよね。これにも反する考えなんじゃないかなと私は思うんです。いかがですか。考えを伺います。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるのはいわゆる社会保険加入者と国民健康保険加入者において、不公平が生じているんじゃないかというような趣旨のご質問だと思いますけれども、まず、社会保険加入者につきましては、被雇用者側は雇用保険の個人負担分が徴収されております。

国保加入者等の個人事業主についてはそのような負担が生じていないということでございまして、また、先ほど支援の対象となる時短勤務についての支援についてでございますけれども、こちらも全ての方が利用するわけではなくて、その期間によって支援の金額とかそういったものも違ってくるところでございます。

こちらのほうで試算をしてみたんですが、例えば25歳の会社勤めの方と25歳の自営業者の方ということで、どのぐらいの支援の給付があるのかと試算をしてみました。その中でございますけれども、まず、出生後休業支援給付金につきましては、育児休業手当の上乗せ分として、約3万円が28日分上乗せとなります。

また、育児時短休業給付金につきましては、減った分の賃金の10%相当が1日当たりの給付額となりますので、大体試算しますと月額の上乗せ額が1万8,750円となります。仮に時短勤務を1年間利用した場合には、年間の給付が合計で22万5,000円の給付となります。

これとまた比較して、国保等に参加している自営業者とかフリーランスの方についての国民年金第1号被保険者の保険料につきましては、令和8年度の月額が1万7,920円となっておりますので、こちらが免除となりますので、最大1年間ですと21万5,040円の金銭的支援となります。

このようなところを考えますと、さほど国保の方も社会保険加入の方も大きなぶれがあるとは感じられていないところがございます。また、先ほど申し上げましたとおり、雇用保険の個人負担分、社会保険加入の方はそういったものも徴収されていますので、一概にどちらに有利というんですか、どちらに手厚くというようなことはいえない状況だと私も考えているところがございます。

以上です。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま13番上田秀人君の一般質問の途中でありますが、午後3時40分まで休憩いたします。

（午後3時21分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後3時40分）

◎時間延長の宣告

○議長（真船正晃君） ここでお諮りをいたします。

本日の会議は午後5時までとなっておりますが、午後6時まで延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は午後6時まで延長いたします。

それでは、休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

13番上田秀人君の一般質問を許します。13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 休憩前にいろいろ答弁いただいたんですけども、社会保険加入者、雇用保険に加入されている方と自営業者との差がそんなにないよというお話だったので理解したいなという部分はあるんですけども、私としてはやはりきちんと納得できる回答ではないなと思うんです。

それと今、1つ気がついたのが社会保険加入者の方で雇用保険の支給要件を満たされていない方がいらっしゃいますよね。例えば雇用保険に加入して1年以上たっていないと産休が該当しないとたしかありましたよね。ご自身が妊娠されているのをまだ気がつかない段階で転職してしまった場合に、これは多分該当しなくなるんじゃないかなと今、思ったんですよ。

こういった方は結局、支援金だけは納めなきゃいけないけれども、実際に支援金の給付を受けることはできない可能性がありますよね。こういった方に対して、これはどういうふうに救済措置をするのかということがありますよね。

あとは先ほどから言っているように自営業者の方の差額分とかも厳密にもっと計算しなきゃいけないと思うんですけども、それらについて村は何らかの策を講じなきゃいけないんじゃないかなと思うんですよ。そこをちゃんと埋めておかないと、若い人たちが自ら望んで、子どもを持って育てていこうという意思につながらないんじゃないかなと思うんですけども、村長、いかがですか。考えを伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

議員のおっしゃることは分かりますけれども、これは国の制度でありまして、今言われたことについては、やはり不公平になってはならないという考えも持っておりますので、今後、いろいろ検討していきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 検討するというのは私、一番嫌い。以前、村長が個人事業主の休業時支援金という話をしたときに、実施する方向で検討しますと言っていたきましたよね。あの言葉が私は一番好きです。これはいろいろ検討しなきゃいけないし、いろんなことを考えなきゃいけない。今、高橋村長が一生懸命やられている子育て支援、本当に村が考えるのであれば、その部分もきちんと救済すべきだと思うんです。

これに該当する方というのはそんなにいないと思うんです。自分が妊娠しているのが分からないで転職をしたとかという方、該当する方というのはそういないと思うんです。ただ、制度的にきちんと整備をしておかないと不公平感が出てしまう。先ほど言ったように憲法の14条に反する考えにもなってしまいますので、そこはきちんと対応すべきだと思いますけれども、再度伺います。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 議員おっしゃること、よく理解しておりますので、総合的に判断していきたいと思います。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 総合的に判断をするということで、恐らく高橋村長は前向きに検討して、実施する方向で動いてくれるだろうというふうに思って、今回、ここで質問を止めて、次の質問に入りたいと思います。

続いて、質問の2点目といたしまして、個人情報保護法と国家情報会議設置法についてということでございます。

常々私、申し上げているように、いわゆるITとかICT関係に関してはもう全然分からない人間なものですから、分からない人間がこういうことを聞くのはどうかと思いますけれども、お付き合いいただきたいなと思います。

まず、個人情報保護法の改定について村の考えと対応について伺いますということですが、個人情報保護法の改定、今、まだ国会できちんと決まったわけではないので案にしておきますけれども、技術の進展や社会情勢の変化に応じて3年ごとにこの法律は見直すというふうになっていますよね。

現在、国産の人工知能、いわゆるAIといわれるものの開発が進められている。そのAI開発とともに今回言われているのが統計作成をするために、目的として交流サイト（SNS）に公開されている病歴や犯罪歴、国籍、思想、信条など配慮の必要な個人情報の取得や第三者への提供など、利用に関する規制を緩和する内容だというふうに私、理解をしております。

そこで伺いたいと思いますけれども、村においても西郷村の公式SNSとしまして、交流サイトが12種類ほどあるそうですね。この12種類の中で比較的用户の多い、いわゆるエックスとかフェイスブック、あとはインスタグラム、ユーチューブ、LINE、この5種類を村でも活用しているというふうに理解をしております。

今回、この改正案を受けて、村においてはいかがお考えなのか伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 上田議員の質問にお答えいたします。

議員おただしの個人情報保護法の改定でございますが、政府において閣議決定され、通常国会に提出された段階であり、今後、国会において慎重かつ多角的な審議が重ねられ、議論が深められていくものと認識しております。

本法案の内容の是非につきましては、国権の最高機関である国会において国民の代表である国会議員の皆様によって十分な議論が尽くされるべき事案でございます。地方自治体の長という立場で国政の個別法案の是非等について意見を述べることは差し控えさせていただきます。

まずは国会の審議の推移を注視してまいりたいと考えております。なお、法案が成立し、国からガイドラインなど、詳細な制度設計が示された段階におきましては、必要に応じて適切に対応していくものと考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今、国会で審議をして、国会で決まったらということで答弁いただいたんですけれども、決まってしまってからでは果たしてどうなのかという部分もございますよね。配慮の必要な個人情報を取得したものを第三者に提供する、利用に関する規制を緩和するということですよ。

その目的としましては、先ほど言いましたように人工知能の開発、統計の作成のためにそういったものを情報を提供しますよということで、村民が知らないうちに決まってしまうと、どんどん知らないうちにそうやって情報が提供される可能性がありますよということで、村長が言われるように、いつも村長言われますよね。村民の生命と財産を守る、その言葉は私は非常に好きなんです。こういった個人情報というのもその財産の1つだと思うんです。

そういったものを、今、国でこういうことが審議されていることに対して、まず村はどのようなお考えなのかということ伺いたいです。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

個人情報の保護は村民の権利に関わる重要な責務と認識しております。今回の法改正は国会での慎重な審議を経て決定されるものであり、一自治体の長として、法律そのものへの賛否を申し上げる立場にはございません。

村といたしましては、今までどおり個人情報保護法に基づき、個人情報の適切な管理と保護に万全を期してまいります。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） これは本人が分からないところで情報が第三者に渡る可能性がある。いわゆる匿名を確保するという話にはなっていますが、果たして本当にそれがされるのかどうなのか、そういう確認もできない。例えば情報を管理する村がその確認もできないままに第三者に情報が渡っていく。こういったことに対して、私はすごい恐怖を感じるわけです。

さらに伺いたいと思いますけれども、いわゆる人工知能、AIの開発と統計作成を

目的とする場合に、本人の同意要件を緩和とありますよね。ここに私は先ほどからずっと引っかかっているわけです。村に限っての話をしますけれども、村が行う様々な行政サービスや行政手続などを調べたり、確認などを行ったりした場合、そこから個人情報や配慮の必要な要配慮個人情報が個人の承諾なしに第三者へ提供されるんじゃないかと私は心配をしているわけでございます。

福島県の西郷村に住んでいる人の情報なんてと楽観視する方もいらっしゃいますよね。私も何人かからそういうことは言われたことがあります。しかしながら、人工知能を開発するには膨大な情報が必要だともいわれていますよね。

デジタル行政改革会議というものが政府の中に置かれているそうですが、この会合の中で各省庁ごとにDX、デジタルトランスフォーメーションの取組として、医療・介護DXでは2030年までに全ての医療機関で電子カルテの導入を目指すとしています。医療情報の二次利用も心配されます。要するに1人の人がかかった病歴とか何か、そういったものが二次的に利用されるんじゃないか。

あとは学校においては、学校保健DXというのがございますよね。住民、医療機関、自治体間での母子健康情報など、連携するためにパーソナルヘルスレコードというのが整備される。学校や家庭、地域、医療機関との双方向でのデータ連携、次世代型学校健診パーソナルヘルスレコードを目指すとしています。

これは今、学校と言いましたけれども、先に考えを回していけば、いわゆる妊娠期、お母さんのおなかに入ったときから、妊婦の方、お母さんの生活スタイル、食生活などあらゆるデータを集めていって生まれた赤ちゃんにデータを結びつけていく、そういったことが推測されます。

先ほども言いましたけれども、村長は村民の方の生命と財産を守るという言葉を使われますけれども、個人情報についても私はやはり、もう一度繰り返しますけれども、本当に大切な財産の1つだというふうに理解をします。村民の大切な財産を守るために、個人情報保護法についてもしっかりとした確認をしていただいて、大切な情報を守るべきだというふうに考えますけれども、いかがですか。確認をすべきだというふうに考えますけれども、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

個人情報保護は極めて重要である、今、議員が心配しておることについては私も同じく思っております。住民の皆さんの大切な個人情報は行政サービスの根幹を支える信頼の礎であり、これを適切に守り抜くことは自治体、行政における最優先の責務であると深く認識しております。

このたびの法改正につきましては、先ほども申し上げましたけれども、現在、国会において活発な議論が行われている最中であると承知しております。個人の権利、利益の保護とデジタル社会におけるデータの利活用という極めて高度なバランスが求められる課題について、国会という場において多角的な視点から慎重に審議が尽くされるべきものであると思っております。

したがいまして、国会での議論の途上にある法案の是非やその内容について、個人的な評価を私という立場から申し述べることは差し控えさせていただきたいと思っております。

今後、国において法的な枠組みが定められた場合は、その趣旨を十分に踏まえ、適正かつ慎重な運用が行われるよう万全を期して、取り組んでまいる所存であります。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今、答弁いただいて、確かにそうなんですよね。村長がここで、いや、私も反対ですと言われても、国の国会の中で決まってしまうと、それに従わざるを得ないという流れになりますよね。

私が一番ここで言いたいのは、そういったことを村民の方にもきちんと広報すべきじゃないかなと思うんです。今、国ではこういう話になっていますよと、なかなか今、若い人たちと限定するわけじゃないんですけれども、新聞とかあまり読まない方が多いのかなと思うんです。

そういった方が今、使うアイテムとしてスマホとかこういったタブレットとかだと思うんです。こういったものを活用することによって、自分の情報が、自分が見ている画面、その裏側では誰か別の者が見ている可能性もあるんだということを警告をしていたいただきたいなと思うんですよ。

さらには自分の情報がどんどん自分が了解する前に流されていってしまう可能性もありますよということで、村としてやはり警告をすべきではないかなというふうに考えます。時代の流れでIT技術が進歩する中の話だからという方も実際にはいらっしゃいます。

しかしながら、大切な個人情報一度でも外に流出してしまえば、全くもって取り返しのつかない事態になるということをさらに強く認識をしていただきたいなというふうに思いますし、村民の方にもそのように伝える場所を取って伝えていただきたいなというふうに思います。

このことに関しては以前から何度もお話ししています。今回の個人情報保護法改定分について、私もきちんと読んだわけではございませんので、そんな状況でここで質問すると言われるかもしれないですけれども、幾つか評価すべき点はあるのかなと思うんです。

16歳未満の子どもに法定代理人の関与の義務化とか、顔の特徴データなどの生体情報の利用停止請求の要件緩和、あとは悪質な違反行為に対する課徴金制度の導入、課徴金をつくったから流れ出た情報が取り返せるのかといったら、そんなことは決してないので、ただ、こういった部分も改正されるという部分があるので、ほんの少し認められる部分もあるのかなというふうに考えて、次の質問に入りたいと思います。

次に、個人情報保護法の改定と国家情報会議の関連性について、村の考えと対応について伺いますということで、まずはじめに、国家情報会議設置法、これもまだ案の状態ですけれども、この法案をお読みにになりましたか、伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） このことについては質問があった時点で読ませていただきました。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） お読みになったということで、国家情報会議設置法第7条に私の目が留まったところでございます。この第7条に内閣官房長官や関係行政機関の長は、会議に資する資料、情報を提供するとともに議長（首相）が求めれば、情報提供など必要な協力を行わなければならないとあります。

これを読んだときに、私の頭の中によぎったのは昭和の時代がよぎってきました。いわゆる戦前、戦中の隣組制度を連想しました。ただし、今は令和の時代なので、隣組の人ではなくて、交流サイトとかこういうSNS、監視カメラ、IT関連機器がどんどん進んでいますので、それによる監視、個人情報収集が行われるんじゃないかと考えたわけでございます。

さらには国家情報会議の議長、首相が求めれば、行政が取り扱う個人情報が個人の同意がなくとも国家情報局に集められる、分析される、国家情報会議へと渡されるのではないかと考えますけれども、村長はこの部分に関してはいかがお考えになりますか、伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

国家情報会議設置法第7条における各行政機関とは、重要情報活動や外国情報活動に関連する部署を有する省庁を指しているもので、具体的には警察庁、公安調査庁、防衛省、外務省などがこれに該当していると私は認識しております。

よって、法案第7条に基づく情報提供の主体に地方自治体は含まれていないと考えておりますが、国の行政機関が保有している情報が自治体に由来するものであることはあり得ますが、無制限ではなく、重要国政運営に資する必要な範囲に限られ、個人情報保護法のルールにのっとって適切に処理されるものと考えております。

このような法案については、国民の代表である国会議員の皆様によって十分な議論が尽くされるべき事案でございますので、地方自治体の長という立場で国政の個別法案の是非について意見を述べることは、差し控えさせていただきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） ただいま答弁いただいたんですけれども、いわゆる地方のほうの情報の管理というのは該当しないんじゃないかというお話だったんですけれども、この系統を眺めていると、必要であれば提供を求められるというふうに私は考えています。

ですから、村民の方の個人情報も国家情報会議が必要だと、時の首相が必要だと言えば提供しなければならないと私は理解をしております。ですから、そういったことで、本人が知らないままに使われてしまうことに対して、私はすごい危機感を持つ。ただ、これもやはり国会の話なのでなかなか難しい話だなというふうに思います。

一番気になったところは、今の部分もそうなんですけれども、この国家情報会議、

国家情報局の活動に対する国会や第三者機関によるチェック、監視体制がないですね。この法案を読んでいるとその部分が読めないんですよ。

ですから、村長は今、ないと言われましたけれども、決してないとは言えないと思うんです。時の首相がその思いによって情報を持ってきなさいと言えば、持って来ざるを得なくなってしまうんじゃないかという部分があります。

ですから、その部分を私は非常に心配をしているわけであって、情報を管理する西郷村の長としてきちんとした対応を考えていただかなければいけないなというふうに思って、今回質問を入れています。

この国家情報会議設置法ですけれども、この後にいわゆるスパイ防止法など、アメリカ中央情報局、いわゆるC I A、これは映画の世界みたいな話ですけれども、これになった対外情報庁の創設なども検討されているようです。これは国民を監視して、政権に背く者は、さらには物を言う者に対してレッテルを貼りつける、こういったものではないかなと思うんです。

ですから、私のような人間はまず先にレッテルを貼られるだろうな。場合によってはSNSとかそういった交流サイトとか、いろんなデジタル機器とかを使って、今、国会でも何かそんな騒ぎをしていますけれども、いわゆる抹殺される可能性もあるんじゃないかなと思うんです、社会的抹殺ですよ。そういったことも考えられるんじゃないかと思うんです。

ですから、本当に国民の自由が全て失われてしまうんじゃないかと思います。先ほども言いましたように昭和の時代の戦前、戦中の時代に戻ってしまう危険性があるんじゃないかということを私は強く申し上げたいなと思います。

村長にこの法案に対して、明確に反対を唱えていただきたいなというふうに考えますけれども、村長、いかがお考えになりますか。再度確認します。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

自治体の長として、今、国会で議論されているものに対して、私が明確にとか言える状況ではないので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） よく「キジも鳴かずば打たれまい」ということわざがありますよね。これはたとえば悪いのかなと今思ったんですけれども、2万人強の村民の長として、国に軽々に言えないなということは十分に分かります。ただ、村長の頭の中にこの部分を入れておいていただいて、そういう危険性もある、そのことも頭の隅、では駄目だな、中心に置いていただいて、これに関して注意を払っていただきたいなというふうに申し上げて次の質問に入りたいと思います。

続いて、自衛隊法及び自衛隊法施行令について、村の対応について伺いますということですが、まずはじめに、私は自衛隊については認めています。思い返すのが平成10年の8.27水害、あのときに自衛隊の方が支援に来てくださいました。私も避難所に詰めていろんな作業をしているときに、地元の方たちが食事の準備をし

てくれて食べなさいと言われたときに、自衛隊の方にも一緒にどうですかと言ったら、自分たちは大丈夫ですと、皆さん、温かいものをぜひ食べてくださいと言われた自衛隊の方の言葉とその顔が今も忘れられない。

ですから、そういった意味でも私は自衛隊を認めています。ただし、自衛隊の方が戦場に赴くことについては私は絶対に反対をいたします。

今回は、自衛官の募集に関する内容ですけれども、以前、12番議員の藤田議員が取り上げられていますけれども、村民の方の個人情報自衛隊へと提供されているのかという内容だったんですけれども、令和元年までは自衛隊の職員の方が役場に来て、住民基本台帳を閲覧して書き写しをしていた。これが令和2年1月に新しいシステムが作成されたということで、対象者を一括して抽出することができるようになったというふうに聞いております。

そこで伺いますけれども、村において自衛隊に入隊勧奨される方というのかな、18歳とか22歳、ヒアリングの中で聞いたのは17歳とか21歳の方というふうに聞いたと思ったんですけれども、対象の方の情報提供を村は行っているのかどうか確認したいと思います。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまの一般質問にお答えいたします。

情報提供を行っているかというご質問でございますけれども、まず、自衛隊は地方公共団体と協力して被災地の支援など、公益性の高い重要な任務を担っており、自衛官の募集に当たっては西郷村も事務を受託をしております。

自衛官の募集事務につきましては、自衛隊法第97条第1項に規定されており、自衛隊法施行令第120条に基づく防衛大臣からの依頼に応じて、自衛官または自衛官候補生の募集に必要な情報を提供しております。

一方、個人情報保護法では、本人の同意がない目的外利用や第三者提供は原則禁止をされておりますが、例外として、法令に基づく場合は提供が認められております。なお、自衛隊に対する情報提供については、自衛隊からの誓約書等により個人情報の保管場所、保管方法、廃棄方法、廃棄予定年月日等の報告を受け、個人情報の取扱いについては細心の注意を払って行っているところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） もう一度確認します。自衛隊に対して個人情報を提供したことがある、今もしているというふうに確認してよろしいですか。伺います。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在も自衛隊のほうには情報を提供しているところでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 現在も提供していることで、過去にも提供していたというふうに理解をしますけれども、前、12番議員が聞いたときに提供していないというふう

に答弁されたというふうにする。これは今、確認が取れないので、後ほど確認していきたいなと思うんですけども、自衛隊に対して自衛隊法とか自衛隊法施行令に基づいて提供するんだというふうな話だったんですけども、自衛隊に対して個人情報の提供を望まない方に対しては、自衛隊法並びに自衛隊法施行令に基づいて情報提供の除外申請を行うことができるとあるんです。できるというふうに私は理解をしておりますけれども、いかがですか、伺います。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

自衛隊法の中には、その辺の細かい法律的な明文はございませんけれども、自治体によっては、本人が望まない場合は除外することを行っている自治体などもあるところでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 自治体によってはやっているところもある。明確にはその辺の部分はうたっていないということね。でしたら、自衛隊に対して個人情報の提供を望まない人に対して、除外申請ができますよということを村はお知らせすべきなんじゃないですか。やっているところがあるのであれば、西郷村もならって除外申請ができますよということをきちんとお知らせすべきじゃないかなと考えます。

誤解なきようにあえて申し上げますけれども、私は自衛隊に行くなどと言っているわけじゃないですからね。入隊するなどと言っているわけじゃありませんから。自衛隊の職務についてきちんと理解をして、自ら望むのであれば入隊されるべきだというふうにするんですよ。

それが、自分が全然知らないところで自分の情報が自衛隊のほうにわたる。そこから自衛隊に入りませんかという誘いを受ける。それに対してやはり不信感を持たれる方もいらっしゃるんじゃないかと思うんです。

ですから、私がここで一番言いたいのは、たとえ自衛隊であれ、本人の同意なしに個人情報の提供はすべきではない。村民の方に対して情報提供の除外申請を行うことができますよと村はきちんとお知らせをして、除外申請を望む方に関しては除外したものを自衛隊に提出すべきだというふうに考えますけれども、いかがですか、伺います。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

個人情報を管理する村の考え方ということで、村民の個人情報は村としても守る責務があると考えております。自衛隊の情報提供につきましては、本人による事前の申出等により、対象者情報から除外をする措置を実施している自治体も現在幾つかありますので、今後、村におきましても、そちらを参考に検討していきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 検討するじゃ駄目なんです。やっているところがあるんだから、

それを見習って明日からでもやるべきだと私は思うんです。しつこいようですけども、自衛隊に入るなどかと言っているわけじゃないですからね。個人情報自衛隊とかに渡すこと自体、どうなんですか。

そこをちゃんと整理しないといけないと思うんです。個人が承諾しないままに自分の情報がそうやって出回っているということ自体、これは大きな問題だと思いますよ。

もう一度確認します。村は早急に除外申請ができますよということをお知らせをして、きちんと除外申請を希望される方の情報は外すべきだと思いますけれども、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 答えいたします。

先ほど来、議員は、自衛隊は重要だというお話をされております。私も今、世界が紛争状態で非常に厳しい状況になっております。そんな中で自衛隊の方は24時間365日、国家・国土を守るという崇高な精神の下で働いております。本当に頭の下がる思いであります。

また一方で、成り手不足も非常に厳しい状況となっております、国は誰が守るのかという、これも危機的状況であります。

先ほど部長が答弁しましたが、積極的とは言わないまでも、今、議員のおっしゃること、個人情報保護法、これも大事なことでありますので、少し時間をいただいて前向きに考えていきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） ちょっと時間をいただいてということで答弁をいただいたんですけども、成り手不足とかという今、答弁もあったんですけども、それと個人情報の提供というのはまた別の問題だと思うんです。今の若い人らのライフステージというのが自衛隊に対してどうも誤解をされている部分が多いんじゃないかなと思うんですよ。

私はもし若いのであればどうかと考えるところもあります。ただ年齢も年齢なので、自衛隊に来てもらっても困りますと言われる年齢なので私はあれですけども、個人情報を扱う者として、たとえそれが自衛隊であってもきちんとした対応をしなければいけないですよということですよね。

以前からここでも何回も申し上げているように、コンピューターの世界で絶対はあり得ないということを言っていますよね。幾ら行政が使っている、通信ケーブル、通信内容であっても、どこかしらで漏れる可能性があるということを絶えず頭に入れておかないと、危機感というのは薄れてしまうと思う。一回流出した情報というのはもう二度と取り返しがつかないので、そこはきちっと注意すべきだと申し上げて、次の質問に入ります。

続いて、温泉掘削事業について伺いますけれども、まずはじめに現在の状況についてどのような状況なのか、確認したいと思います。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 総務部長。

○総務部長（関根 隆君） 温泉掘削事業の現在の状況についてお答えいたします。

温泉掘削事業につきましては、令和8年5月11日に掘削した温泉の分析結果が確定し、12日に村へ提出されております。議員の皆様には温泉分析書を全員協議会において資料で配付しておりますので、詳細についてはご覧いただきたいと思います。

源泉名は小田倉温泉、湧出量は毎分117リットル、湧出温度は29.7度で、pH値は8.1、泉質は単純温泉の低調性弱アルカリ性低温泉として認定されております。

掘削工事につきましては工期が6月30日までとなっており、現在は片づけを実施しているところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今、答弁いただいたんですけれども、5月18日に全員協議会があったという、説明をしたということで、その全員協議会については秘密会で行われていないので、この内容について私、公表していいのかなのか、まず確認したいなと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 総務部長。

○総務部長（関根 隆君） 公表しても大丈夫です。

以上です。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） じゃ公表していいということで、資料を見ても別に問題ないんですけれども、改めて確認のために伺いますけれども、現在、ポンプが何メートルの深さに入って、量がどのぐらいくみ上げられているのか、あと温度に関して何度なのか、もう一回お示ください。

○議長（真船正晃君） 総務部長。

○総務部長（関根 隆君） お答えいたします。

今回の成分分析に基づくものとして、揚湯試験を実施しております。揚湯試験につきましては深さ500メートルから掘削の動力揚湯によるものとなっております。そこからくみ上げたものが先ほども答弁しましたが、湧出量は毎分117リットル、湧出温度は29.7度となっております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今、答弁いただいて、水の濁りというのはまだ少し取れないのかな。これは昨年の12月の定例会の頃からずっと私、取り上げて、答弁をいただいた中では水の濁りが取れなくて、今、洗浄をかけていますということで、3月にもやはり同じ答弁だった。それがまだ少し、この間の全協で濁りが取れないということだったんですけれども、もう一度確認します。濁りは取れないんですか。

○議長（真船正晃君） 総務部長。

○総務部長（関根 隆君） お答えいたします。

色のついた温泉は様々あるかと思いますが、今回の分析書を見ていただきたいのですが、褐色微混濁と記載されておりまして、薄茶色で少し濁りがある温泉となっております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 次の今後の事業計画について伺いますということですが、せんだって5月18日の全員協議会の中では、西郷村温泉を活用した健康づくり基本構想検討委員会でまとめた基本構想の概要版が私ら議会のほうに配付されましたが、この検討委員会はいつ立ち上げられたのか。何回会議が行われたのか、まず最初、確認したいと思うんですけれども、いかがですか。これは通告外です。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、通告がなかったということもございまして、資料がありませんので、もし答弁を求められるのであればお時間をいただきたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議いたします。

（午後4時19分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後4時25分）

○議長（真船正晃君） 答弁願います。厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

検討委員会の初めての開催ですけれども、令和7年8月29日が第1回となっております。こちらで委嘱状等を交付しておりまして、合計4回実施しております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今、休憩の間に気になったことが出てきましたので、なぜ500メートルからの揚湯試験をやっているんですかということ。ポンプの能力がそれしかないんですか。そこを確認します。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 総務部長。

○総務部長（関根 隆君） お答えいたします。

高揚程ポンプの能力の限界が500メートルであったこと、くみ上げたときの降下水位が400メートルから500メートルになることもあったため、500メートルに設置し、揚湯試験を行っているところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） さらに伺います。じゃなぜ1,500メートル掘ったんですか。毛細管現象というのかな、下から上がってくるのを待つという、それを期待して

1,500メートル掘ったということですか、伺います。

○議長（真船正晃君） 総務部長。

○総務部長（関根 隆君） お答えいたします。

議員おただしのとおりです。ポンプにつきましては設置費、ポンプのインシヤルコスト、今後の維持など費用対効果を最優先に考えると、最も推奨される深度が500メートル程度のポンプであるというふうに施工者から伺っているところです。以上です。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今、答弁いただいて、費用対効果とか何とかを考えたときに、やはり500メートルぐらいからくみ上げるのが一番いい。これはうがった考えをすれば、1,500メートルまでポンプを下ろして、いわゆるポンプの能力ありますけれども、多段式ポンプというポンプを何個かを重ねるような特殊なポンプがありますけれども、そういう多段式ポンプを使えば、1,500メートルぐらいから水を揚げられると思うんですよ。それを意図的にやらなかったんじゃないかという考えもあります。

下のほうは水が濁っていて使い物にならないから、じゃ上澄みに近い500メートルからくみ上げているんじゃないかという話もあります。その辺はいかがなんでしょうか、伺います。

○議長（真船正晃君） 総務部長。

○総務部長（関根 隆君） お答えいたします。

多段式ポンプというのは今、初めて聞きまして、その辺は私は分からないんですけれども、恐らくもっと深部からくみ上げれば高くなる可能性はあると考えますが、上がる工程においても熱が下がる可能性もありますので、どのぐらい効果があるかは、現時点では分からないというふうに考えています。

先ほども答弁しましたが、ポンプの費用、今後の維持などを考えると、やはり深度500メートル程度が推奨である。ほかの温泉もそういったところから取っているというふうに聞いています。今後、その辺につきましてもインシヤルコスト、ランニングコストを含め、総合的に検討していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今、答弁をいただいてあれですけども、また、さっきの質問のほうに戻りますね。

この基本構想検討委員会、これが令和7年7月に立ち上がった。合計4回の会議が行われたということですよ。この温泉掘削の目的ですけども、議会に対しては村民プールの電気代を抑えるために温泉掘削事業をやるんだということでしたよね。

その中でお湯の泉質とか量とか余裕があるのであれば、村民からの要望もあるので温泉施設もつくりたいという答弁だったというふうに私は理解をしております。ところが、議会に説明もないままに西郷村温泉を活用した健康づくり基本構想検討委員会、

これが令和7年7月に立ち上がったということは、果たしてどういうことなんだと私は思うんですよ。

今、費用対効果とかいろんな、ランニングコストとかと答弁ありましたけれども、令和8年2月12日、この日付で村長から議長宛てに資料の提出についてという回答が来ました。これは私が資料請求した内容、これ全てそうですからね、この内容。

これを見ますと、村が温水を村民プールに活用することを仮定しと。こういう温泉施設をつくるかそういう話は全然ないんですよ。ところが、5月18日の全員協議会の場で、いきなり温泉健康施設をつくる、その基本構想検討委員会、概要版を提出がされた。これを見たときに、「えっこれどっちなの」と思ったんですけども、最初から村長が村民プールの電気代を抑えるためにという話でしたよね。さらに余裕があるのであれば、温泉施設もつくりたいという話だったんですけども、どうもこの流れを聞いていると、議会に対して全然説明がされていない。

今、担当課長がランニングコストとかいろんな費用の話とかされましたけれども、私、以前からこの資料請求はずっとやっていますよね。ポンプの設置に幾らかかるんですか、ポンプは幾らかかるんですか、ポンプを動かすのに電気代は幾らかかるんですか、上がってきたお湯をためる貯水槽は幾らかかるんですか、熱交換をするためのヒートポンプとかという話がありましたけれども、その前に熱交換装置は幾らかかるんですか、そのメンテナンスは幾らかかるんですか、そういったものは一切答えていない。それなのに今、その答弁は何なんですか。全くもって議会軽視だとしか私は言いようがない。違いますか。伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 答えいたします。

今回の掘削については今ほど議員がおっしゃったように、まずは屋内プールの熱交換システムということで、電気代がかさむということで始まった仕事、それは間違いありません。

やっている中で、村民あるいは議員の方からも、せっかくだから温泉をつくったらどうかという話もありましたので、どうせやるならばそちらも検討していきたいなということで進めてきたところであります。

今ほどいろいろありましたけれども、やっとここへ来て温度とか泉質とかが分かったものですから、今度は次のステップに進んでいこうという段階でありますので、その辺はご理解願いたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） これでやっても時間がもったいないので終わろうと思いますけれども、私が一番最初にランニングコストの話をしたのが、この資料を今、思い返せないで分かりませんが、昨年のかかなり早い段階だったんです。それをのらりくらりと答弁もせず、答えもせず、挙げ句「回答できません」という文書が去年の12月に来ましたよね。

それに対して私はもう一度、議長宛てに文書を出しました。きちんとした答弁をい

ただきたい、資料を出していただきたいと、そういうお話をしました。ところが、それも全然なしのつぶてで、ようやく2月になって、今回、私の手元にあるこの資料が来ました。

これに関しても、いわゆるヒートポンプの部分しか載っていないです。熱交換機器の価格は幾らですか、これも試算していませんとか何かそういうのばかりなんです。これで、じゃ今さらプールの水の温度を上げるためにこの温泉を活用します、認めてくださいと言われても認めようがない。さらには温泉施設をつくるというのであれば、そのお金はどこから捻出するんですか。

今日の一般質問の中でもあったように、学校をつくらなきゃいけないんじゃないんですか。これは早急な問題なんじゃないんですか。そのほかにもいろんなことを対応しなきゃいけない。それだけ村というのはお金が潤沢にあるんですか。まずは優先順位を考えてやるべきだというふうに思います。

ですから、私はこの温泉掘削事業、凍結すべきだと申し上げて、質問を終わります。答弁は結構です。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（真船正晃君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

6月9日は定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後4時35分）

